島根あさひ社会復帰促進センター運営事業に係る業務委託

契約書（案）

※　本契約書（案）については、入札公告時に想定される事項を記載したものであり、契約に当たっては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第 20 条に従い、別に定める「刑事施設の運営業務（島根あさひ社会復帰促進センター運営事業）民間競争入札実施要項」及び民間事業者の提案書の内容により締結することとなります。

契約書

１　事　業　名　島根あさひ社会復帰促進センター運営事業に係る業務委託
２　事業の場所　島根あさひ社会復帰促進センター：島根県浜田市旭町丸原３８０－１５
３　実 施 期 間　令和８年４月１日～令和１６年３月３１日
４　契約代金額　金　　円
　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円）
５　契約保証金　第６７条に定める履行保証保険の締結を条件として免除する。

上記の事業について、発注者と事業者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項により公正な事業契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

また、本契約の締結及びその履行に際し、国は本事業が事業者の創意工夫に基づき実施されることを、事業者は本事業が刑事施設としての公共性を有することを、それぞれ十分理解し、その趣旨を尊重する。

本契約の証として本書●通を作成し、当事者記名押印の上、発注者及び事業者が各１通を保有する。

令和７年　月　日

発注者　　支出負担行為担当官
　　法務省大臣官房会計課長　村　松　秀　樹

事業者　　代表企業
　　東京都●●●●
　　株式会社●●●●
　　代表取締役社長　●　●　●　●

　　グループ企業
　　東京都●●●●
　　株式会社●●●●
　　代表取締役社長　●　●　●　●

目　次

第１章　総則・・・

第３１条　報告義務……11
第３２条　監督等……11
第２節　業務の実施等……11
第３３条　本事業の実施……11
第３４条　要求水準等の変更……12
第３５条　要求水準等の変更に伴う費用の負担……12
第３６条　緊急事態の対応……12
第３７条　本施設の修繕……12
第３８条　既存の施設及び設備に係る維持管理・更新……13
第３９条　情報システムの構築・更新……13
第４０条　職員食堂運営業務、自動販売機の設置・管理業務……13
第４１条　警備システムの構築・更新……13
第４２条　作業業務……14
第３節　モニタリング……14
第４３条　モニタリング及び要求水準等未達成に関する手続……14
第４節　事業内容の見直し……15
第４４条　改良等の提案……15
第４５条　効果検証に関する手続……15
第４章　委託費の支払……15
第４６条　委託費の支払……15
第４７条　委託費の支払方法……16
第４８条　委託費の変更……16
第４９条　虚偽報告による委託費の減額……16
第５０条　物価変動等による委託費の改定……16
第５章　契約期間及び契約の終了……16
第１節　契約期間……16
第５１条　事業期間終了時の措置……16
第５２条　契約期間終了時の本事業の承継……17
第５３条　事業者管理資産の契約不適合……17
第２節　事業者の債務不履行による契約解除……18
第５４条　事業者の債務不履行による契約解除……18
第５５条　談合等の不正行為に係る解除……18
第５６条　談合等の不正行為に係る違約金……19
第５７条　解除の効力……20
第３節　国の任意解除及び国の債務不履行による契約解除……21
第５８条　国の任意解除……21
第５９条　国の債務不履行による契約解除……21

第４節　法令変更による契約解除……21
第６０条　法令変更による契約の解除……21
第５節　不可抗力による契約解除……22
第６１条　不可抗力による契約解除……22
第６節　事業終了に際してのその他の処置……23
第６２条　事業終了に際してのその他の処置……23
第６章　附帯的事業……23
第６３条　総則……23
第６４条　使用目的……23
第６５条　国への報告義務……24
第６６条　業務不適正の場合の措置……24
第７章　保証……24
第６７条　保証……24
第８章　法令変更等……25
第６８条　協議及び増加費用の負担等……25
第６９条　法令変更による費用・損害の扱い……25
第９章　不可抗力等……25
第７０条　不可抗力……25
第７１条　不可抗力による増加費用・損害の扱い……26
第７２条　不可抗力に至らない事象……26
第 10 章　その他……27
第７３条　公租公課の負担……27
第７４条　計算書類の提出……27
第７５条　秘密保持……27
第７６条　通知……28
第７７条　本契約の変更……29
第７８条　解釈……29

第１章　総　則

（目　的）

第１条　本契約は、国及び民間事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　「委託費」とは、本契約に基づく民間事業者の債務履行に対し、国が民間事業者に支払う金額をいう。

二　「医療機器」とは、実施要項別冊「島根あさひ社会復帰促進センター運営事業に係る業務委託要求水準書」の別添「医療機器一覧」に記載された機器及び同機器の更新に伴い設置された機器をいう。

三　「運営開始準備期間」とは、契約締結後から運営開始予定日までの期間をいう。

四　「運営開始予定日」とは、令和８年４月１日又は本契約に従い変更された日をいう。

五　「開庁日」とは、国の機関が業務を行う日をいう。

六　「警備システム」とは、民間事業者又はその委託を受けた者が警備システム管理業務を行うために構築したシステムをいう。

七　「効果検証」とは、職業訓練業務及び教育業務について、要求水準等に基づき実施する、処遇効果の検証をいう。

八　「事業期間」とは、運営開始予定日から令和１６年３月３１日までの期間をいう。

九　「事業者管理資産」とは、要求水準等に従って、民間事業者が刑事施設に設置した設備、機器、備品等であって、民間事業者が所有し又はリース契約等により使用権原を有する資産をいう。

　なお、更新に伴い民間事業者が設置した厨房及び洗濯機器並びに医療機器を含む。

十　「事業年度」とは、毎年４月１日から始まる１年間をいう。

十一　「実施要項」とは、国が本事業に関して令和６年３月２７日付けで公表した島根あさひ社会復帰促進センターにおける運営業務に係る業務委託民間競争入札実施要項（その後の変更を含む。）をいう。

十二　「従事職員」とは、民間事業者又は民間事業者から委託を受けた者の職員であって、本事業に従事する者をいう。

十三　「受刑者」とは、懲役受刑者、禁錮受刑者、拘留受刑者又は拘禁刑受刑者をいう。

十四　「情報システム」とは、民間事業者又はその委託を受けた者が情報システム管理業務を行うために構築したシステムをいう。

十五　「前事業者」とは、国との間で、平成１８年１０月２０日付けで締結した「島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業　施設の整備、維持管理及び運営に関する契約」の事

業者並びに、同契約に規定する代表企業、構成企業及び協力企業の総称をいう。

十六　「センター長」とは、島根あさひ社会復帰促進センター長をいう。

十七　「厨房及び洗濯機器」とは、実施要項別添「従来の実施状況に関する情報の開示」の「３従来の実施に要した施設及び設備」に「厨房機器」又は「洗濯機器」と記載された機器及び同機器の更新に伴い設置された設備・機器をいう。

十八　「提案書類」とは、落札者が本事業に係る総合評価落札方式による入札手続において国に提出した提案書、国からの質問に対する回答書その他落札者が本契約締結までに提出した一切の書類をいう。

十九　「入札説明書」とは、国が本事業に関して令和６年５月●●日に公表した入札説明書本編及び付属資料（その後入札までに公表されたそれらの修正及び追加資料を含む。）をいう。

二十　「入札説明書に対する質問及び回答書」とは、入札説明書の公表後に受け付けた質問及びこれに対する国の回答を記載した書面並びに入札参加者別対話における質疑回答を記載した書面をいう。

二十一　「被収容者」とは、本施設に収容されている者をいう。

二十二　「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、地滑り、落盤、落雷若しくは地震その他の自然災害、火災、騒乱若しくは暴動その他の人為的な現象又は感染症の流行のうち、通常予見可能な範囲を超えるもの（要求水準等で水準が定められている場合には、その水準を超えるものに限る。）であって、国又は民間事業者のいずれの責めにも帰すことができないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。

二十三　「附帯的事業」とは、第６章の規定により、本事業の目的を妨げない範囲において、国の使用許可を受けた国有財産を活用して民間事業者が行う事業をいう。

二十四　「法」とは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成１８年法律第５１号）をいう。

二十五　「法令」とは、法律、条例、政令、省令、規則、通達、行政指導若しくはガイドライン又は裁判所の判決、決定、命令若しくは仲裁判断その他公的機関の定める一切の規定、判断及び措置等をいう。ただし、本事業関連通達は法令から除く。

二十六　「本事業」とは、総括マネジメント業務、施設維持管理業務、総務業務、収容関連サービス業務、警備業務、作業業務、教育業務、医療業務及び分類業務を総称した本施設の運営業務をいう。

二十七　「本事業関連通達」とは、本施設の運営等に係る訓令、通達等をいう。

二十八　「本施設」とは、島根あさひ社会復帰促進センターをいう。

二十九　「民間事業者」とは、代表企業及びグループ企業の総称をいう。

三十　「要求水準等」とは、実施要項（実施要項別添「従来の実施状況に関する情報の開示」に関しては、３に係る部分に限る。）、本事業関連通達、入札説明書、入札説明書に対する質問及び回答書並びに提案書類をいう。

三十一　「落札者」とは、総合評価落札方式により本事業を実施する者として決定された代表企業及びグループ企業からなる企業グループをいう。

（総　則）

第３条　国及び民間事業者は、本契約（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、要求水準等に従い、法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

２　国及び民間事業者は、本契約と共に、要求水準等に定める事項が適用されることを確認する。

３　民間事業者は、本事業に係る各業務を、事業期間内に完了するものとし、国は、委託費を第４章に定めるところにより、民間事業者に支払う。

４　本契約で別途定める場合を除き、国又は民間事業者が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき遅延日数に応じ、国については、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和２４年大蔵省告示第９９１号）に定める率を乗じて計算した額の遅延利息を、民間事業者については、国の債権に関する延納利息の率（昭和３２年大蔵省告示第８号）に定める率を乗じて計算した額の延納利息をそれぞれ相手方に支払わなければならない。

５　国は、本契約に基づいて生じた民間事業者に対する債権及び債務を法令の規定により対当額で相殺することができる。

６　本事業を履行するために必要な一切の手段については、本契約及び要求水準等に特別の定めがある場合を除き、民間事業者がその責任において定める。

７　本契約の履行に関して国及び民間事業者の間で用いる言語は、日本語とする。

８　本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

９　本契約の履行に関して国及び民間事業者の間で用いる計量単位は、要求水準等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるところによる。

１０　本契約及び要求水準等における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによる。

１１　本契約は、日本法に準拠する。

１２　本契約に関する紛争又は訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（事業の概要）

第４条　民間事業者は、本事業、本事業の実施に係る資金調達及びこれらに付随又は関連する一切の事業を行う。

２　民間事業者は、事業者管理資産に係る所有権その他の権利について、担保権の設定その他一切の権利の処分を行ってはならない。ただし、リース契約等により使用する事業者管理資産でその所有権が第三者に留保されているものについて、本契約に従って事業者管理資産の所有権を国に移転するために当該留保を抹消させる場合についてはこの限りではない。

（代表企業及びグループ企業）

第５条　本契約に基づく民間事業者の権利は、代表企業が民間事業者を代表して行う方法に限り、これを行使することができる。代表企業が本契約に基づく民間事業者の権利を行使し、又はそ

の意思を表示したときは、民間事業者が権利を行使し、又はその意思を表示したものとみなす。国は、当該権利の行使又は意思の表示について、代表企業とグループ企業との間で合意がなされているか否かを確認する義務を負わない。

2　代表企業及びグループ企業は、本契約に基づき民間事業者が負担する義務（損害賠償支払義務及び違約金支払義務を含む。）を、連帯債務として負担し、代表企業とグループ企業との間で締結された協定書に当該義務の分担に関する規定があることをもって国に対抗することはできない。

3　国は、本契約に基づき民間事業者に対して行う全ての行為を、代表企業を相手方として行うこととし、国が代表企業に通知した事項は、グループ企業にも通知されたものとみなす。

（総括業務責任者及び業務責任者）

第６条　民間事業者は、本事業の全体について総合的に調整を行う総括業務責任者を置き、本契約締結後速やかに国に通知する。総括業務責任者を変更した場合も同様とする。

2　民間事業者は、運営業務の区分（施設維持管理業務、総務業務、収容関連サービス業務、警備業務、作業業務、教育業務、医療業務及び分類業務）ごとに、各業務を総合的に把握し調整を行う業務責任者を置き、本契約締結後速やかに国に通知しなければならない。業務責任者を変更した場合も同様とする。

3　前２項に規定する総括業務責任者及び業務責任者は、法務省に在職していた者である場合には、その離職後（法務省を離職後に法務省と密接な関係がある公益社団法人又は公益財団法人に就職していた者である場合には、その離職後）２年以上経過した者でなければならない。

（関係者協議会等）

第７条　本事業に関する協議を行うため本施設に関係者協議会を設置する。関係者協議会の設置及び開催に係る費用は、各自の負担とする。

2　関係者協議会の構成員は、センター長が指定する者とし、本施設において、毎週１回開催することを定例とする。

3　民間事業者は、別紙４に基づく違約金の賦課及び減額ポイントの計上について異議ある場合には、関係者協議会において、国と協議することができる。ただし、違約金の賦課及び減額ポイントの計上は、国と民間事業者が合意することを条件とはしない。

4　要求水準等に係る事項並びに違約金の賦課及び減額ポイントの計上に係る事項について、関係者協議会における協議が調わなかった場合には、矯正局長が指定する者と代表企業が指定する者との間で協議を行う、総合調整協議会を設置する。この場合において、当該協議に係る費用は、各自が負担する。

5　前項の協議が調わなかった場合において、国及び民間事業者は、双方又は一方の申出に基づいて、双方が合意の上で選任する委員３人（うち１人は実施要項に定める事業者選定委員とする。）で構成される第三者委員会を設置し、当該第三者委員会は前項に規定する事項について、あっせんを行う。その委員の選定方法、あっせん手続の内容、費用負担等については、別紙１

によるものとする。

6　国及び民間事業者は、第１項及び第４項に規定する協議において合意された事項並びに前項の第三者委員会において合意された事項を遵守する。

7　第１項及び第４項に規定する協議の運営に関して必要な事項については、国及び民間事業者と協議の上決定する。

8　国及び民間事業者は、第１項及び第４項に規定する協議において、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

（本事業に係る第三者の使用）

第８条　民間事業者は、あらかじめ国の承認を受けた場合には、本事業の一部を第三者に委託することができる。当該第三者が更に当該業務の一部を他の第三者に委託する場合についても同様とする。

2　前項に規定する本事業の委託（再々委託等を含む。以下同じ。）は、全て民間事業者の責任において行うものとし、前項の規定により民間事業者から委託を受けた者及び当該者から再委託を受けた者（以下「受託者」とする。）の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

3　民間事業者は、受託者の責めに帰すべき事由により、国又は民間事業者に発生した増加費用及び損害を負担する。

（権利義務の譲渡等）

第９条　民間事業者は、あらかじめ国の承諾を受けた場合を除き、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

2　民間事業者は、本契約に基づく一切の債権債務が消滅するまでの間、本契約上の地位及び本事業について国との間で締結した契約に基づく契約上の地位について、これを第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

（事業者の資金調達等）

第１０条　本事業の実施に係る一切の費用は、本契約に定める場合を除き、全て民間事業者が負担するものとし、また、本事業の実施に係る民間事業者の資金調達は全て民間事業者の責任において行う。

（法令に定める許認可の取得等）

第１１条　本契約に基づく義務を履行するために必要となる許認可は、民間事業者がその責任及び費用負担において取得する。また、民間事業者が本契約に基づく義務を履行するため必要となる届出は、民間事業者の責任及び費用負担において作成し、提出する。国が許認可を取得し、又は届出をする必要がある場合には、国がこれを行うものとし、そのために民間事業者に対し

協力を求めた場合には、民間事業者はこれに応ずる。

２　民間事業者は、前項の許認可の申請又は届出を行ったときは、国に対し速やかに報告を行う。

３　国は、第１項の許認可の取得又は届出について、民間事業者から書面による協力の要請を受けた場合には、必要に応じ協力する。

４　民間事業者は、自らの許認可の取得又は届出の遅延により増加費用又は損害が発生した場合には、当該増加費用及び損害を負担する。ただし、法令変更又は不可抗力により遅延した場合には、第８章又は第９章の規定に従う。

（保険の付保等）

第１２条　民間事業者は、自らの責任と費用負担により、本事業に関して、別紙２に定める保険に加入しなければならない。

２　民間事業者は、別紙２に定める保険のほか、自らの責任と費用負担により、本事業の実施に必要となる保険に加入することができる。その場合には、原則として提案書類に基づいて付保するものとし、変更する必要が生じたときは、あらかじめ国と協議しなければならない。

３　民間事業者は、自らが保険契約者であるか否かを問わず、前２項による保険に関する証券及び保険約款（特約がある場合には、当該特約に関する書類を含む。）又はこれらに代わるものを、それらの保険契約締結後直ちに国に提示し、原本証明付き写しを提出しなければならない。

（著作物の利用及び著作権）

第１３条　国は、業務実施要領、業務年間計画書その他本契約に関して作成され、民間事業者が国に提出した一切の書類、図面、写真、映像、情報システム、警備システム（情報システム及び警備システムについては、その仕様も含む。）等（以下「成果物」という。）について、国の裁量により無償で利用する権利（公表、改変、複製、展示、頒布又は翻案する権利を含む。）を有するものとし、その権利は、本契約の終了後も存続する。

２　成果物について、民間事業者は、国が次の各号に掲げる行為ができるようにしなければならない。

一　著作者名を表示することなく成果物の全部又は一部を自ら公表し、又は第三者をして公表させること。

二　成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

三　成果物について、本事業に必要な範囲で自ら複製し、頒布し、展示し、改変し、若しくは翻案し、又は国が委託する第三者をして複製させ、頒布させ、展示させ、改変させ、若しくは翻案させること。

３　民間事業者は、次の各号に掲げる行為を自ら行い、又は著作権者をして行わせてはならない。ただし、あらかじめ国の承認を受けた場合は、この限りでない。

一　成果物に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させること。

二　成果物の内容を公表すること。

三　成果物について、著作権法第１９条第１項又は第２０条第１項に定める権利を行使するこ

と。

四　成果物を他人に閲覧させ、又は複写させること。

（著作権の侵害の防止）

第１４条　民間事業者は、成果物が、第三者の著作権等を侵害するものではないことを国に保証する。

２　民間事業者は、成果物について、第三者の著作権等を侵害したときは、当該第三者に対してその損害を賠償し、又は必要な措置を講じなければならない。

（特許権等の使用）

第１５条　民間事業者は、特許権等の工業所有権の対象となる技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、当該使用が国の提案又は指示による場合はこの限りではない。

（責任の負担）

第１６条　民間事業者は、本契約に従い国が確認又は通知することとされている事項について、国が確認又は通知したことをもって、本事業に係る責任を軽減又は免除されるものではない。

第２章　運営開始

第１節　運営開始準備業務の実施等

（運営開始準備業務）

第１７条　民間事業者は、適用ある法令を遵守し、要求水準等の内容を満たす範囲内で、国と協議の上、自らの責任及び費用負担において運営開始準備業務を行う。

２　運営開始準備業務スケジュールが遅延した場合、又は運営開始準備業務に起因して国又は民間事業者に増加費用及び損害が発生した場合の措置は、別紙３に定めるもののほか、次の各号のとおりとする。

一　国又は前事業者の責めに帰すべき事由により、運営開始準備業務スケジュールが遅延した場合、又は民間事業者に増加費用及び損害が発生した場合には、国は、民間事業者と協議の上、合理的な期間運営開始予定日を延期し、若しくは当該増加費用及び損害を負担する。

二　民間事業者の責めに帰すべき事由により、運営開始準備業務スケジュールが遅延した場合、又は国に増加費用及び損害が発生した場合には、民間事業者は、当該増加費用及び損害を負担する。

三　法令の変更又は不可抗力により、運営開始準備業務が遅延した場合、又は増加費用及び損害が発生した場合には、第８章又は第９章の規定に従う。

（国による説明要求等）

第１８条　国は、運営開始準備業務の進捗状況について、随時、民間事業者に対して報告を求めることができ、民間事業者は、国から求められた場合にはその報告を行わなければならない。

２　国は、運営開始準備期間中、随時、民間事業者に対し質問をし、又は説明を求めることができる。民間事業者は、国から質問を受けた場合には、速やかに、回答を行わなければならない。

３　国は、前項の回答が合理的でないと判断した場合には、民間事業者と協議を行うことができる。

４　国は、運営開始準備期間中、あらかじめ民間事業者に通知を行うことなく、随時、運営開始準備業務の実施に立ち会うことができる。

５　第１項、第２項及び前項に規定する報告、説明、又は立会いの結果、運営開始準備業務の実施状況が要求水準等の内容に逸脱していることが判明した場合には、国は、民間事業者に対し、その是正を求めることができる。当該是正に係る費用は、民間事業者が負担する。

６　民間事業者は、国が第１項、第２項及び第４項に規定する報告要求、説明要求、又は立会いを行ったことをもって、運営開始準備業務に係る責任を軽減又は免除されるものではない。

（運営開始準備業務の中止）

第１９条　国は、必要と認めた場合には、民間事業者に対し、運営開始準備業務の中止の内容及び理由を通知した上で、運営開始準備業務の全部又は一部を中止することができる。

２　国は、前項の規定により運営開始準備業務の全部又は一部を中止した場合には、民間事業者の責めに帰すべき場合を除き、運営開始準備業務を中止したことにより、民間事業者に発生した増加費用及び損害を負担する。ただし、運営開始準備業務の中止が法令の変更又は不可抗力に起因する場合には、第８章又は第９章の規定に従う。

第２節　運営開始準備の完了及び本事業の体制整備

（民間事業者による本事業の体制整備）

第２０条　民間事業者は、契約締結後速やかに、本事業の実施に必要な引継ぎを国から受けなければならない。

２　民間事業者は、運営開始までに、本事業の実施に必要な体制を確保する。

３　民間事業者は、業務に従事させようとする者の経験及び能力を踏まえ、国と協議の上、本事業を適正かつ確実に実施するための研修計画を策定しなければならない。

４　従事職員に対する研修については、業務に従事する前までに実施する。

５　国は、研修計画の策定に当たり、民間事業者に対して必要な助言を行うものとする。

６　国は、研修の実施に当たり、従事職員が本事業の実施に必要な知識及び技能を習得できるよう、必要な協力を行うものとする。

７　民間事業者は、研修実施後速やかに、実施した研修の結果を国に報告しなければならない。

（従事職員の確保等）

第２１条　民間事業者は、従事職員の名簿を、運営開始時に国に提出し、その承諾を受けなければならない。

なお、当該名簿には、当該従事職員の住所、氏名、生年月日等を記載し、住民票の写し、写真、健康診断書及び有資格者にあっては、当該資格を証する書面の写しを添付しなければならない。

２　前項の規定は、従事職員に異動があった場合には、異動後の従事職員について、それぞれ適用する。

３　国は、従事職員が本事業を行うことが不適当と認めるときは、民間事業者に対し、その事由を示して、交代を指示することができる。

（民間事業者による事業者管理資産の整備等の完了検査）

第２２条　民間事業者は、令和８年３月３１日までに事業者管理資産（厨房及び洗濯機器、医療機器、情報システム並びに警備システムを除く。以下、この条から次条において同じ。）の整備並びに国及び前事業者から引き継いだ物品の配置（以下「事業者管理資産の整備等」という。）が要求水準等の内容を満たしていることを確認するため、国が適当と認める方法により、事業者管理資産の整備等の完了検査を行う。

２　民間事業者は、国に対し、前項の完了検査を行う７日前までに、当該完了検査を行う旨を通知する。

３　国は、第１項の完了検査に立会うことができる。ただし、民間事業者は、国が立会いを行ったことをもって事業者管理資産の整備等に係る責任を軽減又は免除されるものではない。

４　民間事業者は、完了検査の結果を速やかに国に報告する。

５　民間事業者は、自らの責任及び費用負担により行った事業者管理資産の試運転の結果を国に報告する。なお、国は、試運転に立ち会うことができる。

６　民間事業者は、完了検査の後２日以内に、事業者管理資産の取扱いを国に説明する。

（国による事業者管理資産の整備等の完了確認及び完了確認書の交付）

第２３条　国は、前条第４項の報告を受けた後７日以内に、事業者管理資産の整備等が要求水準等の内容を満たしていることを確認する。

２　国は、前項の確認を行った結果、事業者管理資産の整備等が要求水準等の内容を満たしていないことが明らかになった場合には、民間事業者に対し、是正又は改善を求めることができる。当該是正又は改善に係る費用は、民間事業者が負担する。

３　第１項の確認は、次の各号のとおり行う。

一　民間事業者又は受託者の立会いの下で確認を行う。

二　確認は、要求水準等との照合により行う。

三　その他、事業者管理資産の試運転等を行う。

４　国は、本施設において第１項の確認を行った後に、民間事業者に対し、遅滞なく事業者管理

資産整備等完了確認書を交付する。

５　民間事業者は、国が事業者管理資産整備等完了確認書を交付したことをもって、本事業に係る責任を軽減又は免除されるものではない。

（運営開始確認書の交付）

第２４条　国は、民間事業者による業務を実施する体制が全て確保されていること及び第１２条に基づく保険の付保が完了していることを確認した場合には、民間事業者に対し、遅滞なく運営開始確認書を交付する。

２　民間事業者は、国が運営開始確認書を交付したことをもって、本事業に係る責任を軽減又は免除されるものではない。

（本事業開始の遅延による違約金）

第２５条　前条第１項に規定する運営開始確認書の交付が運営開始予定日より遅延した場合（国に帰責性がある場合を除く。）には、民間事業者は、運営開始予定日から運営開始確認書が交付された日までの間（両端日を含む。）に応じ、別紙５の「１　委託費の構成」に記載された「運営開始後の本事業に係る費用」の１年間分の金額に国の債権に関する延納利息の率（昭和３２年大蔵省告示第８号）に定める率に相当する率を乗じて計算した額の違約金を国に支払う。

第３章　本事業

第１節　総　則

（本事業の開始）

第２６条　民間事業者は、第２４条第１項に規定する運営開始確認書を受領した後でなければ、本施設における業務を開始することはできない。

（本施設の収容対象等）

第２７条　本事業において収容又は留置の対象となる者は、未決拘禁者、労役場留置者、男子受刑者及び考査中の女子受刑者とし、合わせて２，０００名とする。

２　国は、要求水準書等に定める収容対象を変更する場合又は前項に規定する収容定員を超過して被収容者を収容する場合には、第３４条の協議を要しない。

（業務実施要領及び業務年間計画書等の作成・提出）

第２８条　民間事業者は、本件運営開始予定日までの、国と民間事業者とが協議して定める期間内に、国と協議の上、業務実施要領を策定し、国の確認を受ける。

２　民間事業者は、本件運営開始予定日の属する事業年度については本件運営開始予定日の３０日前までに、その他の事業年度については当該事業年度開始日の３０日前までに、国と協議の

上、業務年間計画書を策定し、国の確認を受ける。

３　前項の業務年間計画書は、総括マネジメント業務、施設維持管理業務、総務業務、収容関連サービス業務、警備業務、作業業務、教育業務、医療業務及び分類業務それぞれについて策定する。

４　民間事業者は、要求水準等に従った総括マネジメント業務、施設維持管理業務、総務業務、収容関連サービス業務、警備業務、作業業務、教育業務、医療業務及び分類業務を行うため、業務実施要領及び業務年間計画書に従って、本事業に係る各業務を実施する。

（業務報告）

第２９条　民間事業者は、本事業に関する業務日誌、月次業務報告書、四半期業務報告書及び年次業務報告書（以下「業務報告書」と総称する。）を作成し、月次業務報告書は毎月業務終了後７開庁日以内に、四半期業務報告書は各四半期終了後７開庁日以内に、年次報告書は事業年度終了後１４開庁日以内に、国に提出する。また、民間事業者は、業務日誌を国の閲覧に供する。

（本事業に伴う近隣対策）

第３０条　民間事業者は、自らの責任及び費用負担において、本事業を実施するに当たり合理的な範囲内の近隣対策を実施する。民間事業者は、国に対し、事前及び事後に近隣対策の内容及び結果を報告する。また、国は、近隣対策の実施について、民間事業者に協力する。

２　民間事業者は、前項の近隣対策の結果、民間事業者に発生する増加費用を負担する。

３　前２項の規定にかかわらず、本施設の運営全体に関する近隣対策は国が実施するほか、当該近隣対策に起因して民間事業者に増加費用及び損害が生じたときは、国がこれを負担する。また、本施設の運営全体に関する住民の反対運動、訴訟等の対応は国が行うものとする。

（報告義務）

第３１条　民間事業者は、国から本事業の実施について報告を求められたときは、遅滞なく、国に報告しなければならない。

（監督等）

第３２条　国は、本事業の実施に関し、国が指定する監督職員に民間事業者の業務の遂行を監督させ、必要な指示をさせることができるものとする。

２　民間事業者は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

第２節　業務の実施等

（本事業の実施）

第３３条　民間事業者は、運営開始予定日から令和１６年３月３１日まで、自らの責任と費用負担において、要求水準等に定める条件に従い、本事業（運営開始準備業務を除く。以下、本節

において同じ。）を行う。

２　本事業について、国又は民間事業者に増加費用及び損害が発生した場合における措置は、別紙３に定めるもののほか、次の各号のとおりとする。

一　国の責めに帰すべき事由により、本事業について増加費用及び損害が発生した場合には、国が当該増加費用及び損害を負担する。

二　民間事業者の責めに帰すべき事由により、本事業について増加費用及び損害が発生した場合には、民間事業者が当該増加費用及び損害を負担する。

三　法令の変更又は不可抗力により、本事業について増加費用又は損害が発生した場合には、第８章又は第９章の規定に従う。

（要求水準等の変更）

第３４条　国は、要求水準等の内容を変更しようとするときは、あらかじめ民間事業者と協議しなければならない。ただし、本事業関連通達を変更したときは、直ちにこれを通知することで足りる。

（要求水準等の変更に伴う費用の負担）

第３５条　国は、前条に規定する要求水準等の変更（民間事業者の責めに帰すべき事由による変更を除く。）により、本事業について合理的な範囲内での増加費用が発生する場合には、民間事業者と協議の上、当該増加費用を負担し、合理的な範囲内で費用が減少する場合には、民間事業者と協議の上、当該費用相当額を委託費から減額する。法令変更又は不可抗力を原因として要求水準等を変更する場合には、第８章又は第９章の規定に従う。

（緊急事態の対応）

第３６条　国は、回復不可能な損害が発生し、本事業に著しい支障が生じる現実かつ客観的なおそれがあると合理的に認めるときは、民間事業者に本事業の全部又は一部の停止を命じた上で、当該業務を国が直接実施することができる。この場合において、民間事業者は、国による本事業の実施に協力する。

２　前項の措置を講じたことにより国又は民間事業者に費用及び損害が発生した場合における措置は、次の各号のとおりとする。

一　国の責めに帰すべき事由により、費用及び損害が発生した場合には、国が当該増加費用及び損害を負担する。

二　民間事業者の責めに帰すべき事由により、費用及び損害が発生した場合には、民間事業者が当該増加費用及び損害を負担する。

三　法令の変更又は不可抗力により、費用及び損害が発生した場合には、第８章又は第９章の規定に従う。

（本施設の修繕）

第３７条　民間事業者が、業務年間計画書に記載のない本施設の修繕又は設備の更新を行う場合には、緊急のときを除き、あらかじめ国の承諾を受けなければならない。

２　民間事業者は、本施設の修繕又は設備の更新を行う場合には、当該修繕又は更新について国の確認を受けるとともに、必要に応じて設計図書等に反映し、使用した設計図、完成図等の電子データ（又は書面）を国に提供する。

３　国の責めに帰すべき事由により、本施設の修繕又は設備の更新を行った場合には、国はこれに伴う増加費用を負担する。

４　国の責めに帰すべき事由により、事業期間中に業務年間計画書に定めのない本施設の修繕又は設備の更新を行う場合には、国はこれに伴う増加費用を負担する。

５　法令の変更又は不可抗力により、本施設の修繕又は設備の更新を行う場合には、それぞれ第８章又は第９章に従う。

（既存の施設及び設備に係る維持管理・更新）

第３８条　職員宿舎の維持管理及び修繕は、民間事業者が要求水準等に従い自らの責任及び費用負担において行う。

２　民間事業者は、本契約、要求水準等に従い、厨房及び洗濯機器並びに医療機器の更新を行う。

３　民間事業者は、要求水準等に規定された回数の更新を実施するものとする。なお、維持管理の不具合により更新が必要となったときの更新は、要求水準等に定める更新回数に含めない。

（情報システムの構築・更新）

第３９条　民間事業者は、運営開始から１年以内で国との間で合意した日までに、要求水準等の内容を満たす情報システムを自らの責任及び費用負担において構築し、又は前事業者から現行システムを引き継ぎ、要求水準等の内容を満たすよう更新し、事業期間にわたって必要な更新を行わなければならない。

２　運営開始から１年以内で国との間で合意した日までに、提案書類において想定した情報システムが陳腐化し、要求水準等の内容を満たさない場合には、国は、陳腐化に対応するための増加費用を負担しない。

３　事業期間の開始から７事業年度経過後、情報システムが陳腐化し、要求水準等の内容を満たさない場合であって、その陳腐化が民間事業者の提案書類作成時には合理的に予測不可能であることを民間事業者が証明した場合には、その陳腐化に対応するために発生した増加費用の負担については、国と民間事業者の間で協議して決定する。

（職員食堂運営業務、自動販売機の設置・管理業務）

第４０条　民間事業者は、職員食堂運営業務及び自動販売機の設置・管理業務において、利用者から料金を徴収し、自らの収入として収受することができる。

２　民間事業者は、職員食堂運営業務及び自動販売機の設置・管理業務を実施するに当たり、利用者から徴収する料金を変更するときは、あらかじめ国と協議しなければならない。

（警備システムの構築・更新）

第４１条　民間事業者は、運営開始から１年以内で国との間で合意した日までに、自らの責任及び費用負担において、既存の設備・機器を撤去し、要求水準等の内容を満たす警備システムを構築し、事業期間にわたって必要な更新を行わなければならない。

２　運営開始から１年以内で国との間で合意した日までに、提案書類において想定した警備システムが陳腐化し、要求水準等の内容を満たさない場合には、国は、陳腐化に対応するための増加費用を負担しない。

３　事業期間の開始から７事業年度経過後、警備システムが陳腐化し、要求水準等の内容を満たさない場合であって、その陳腐化が民間事業者の提案書類作成時には合理的に予測不可能であることを民間事業者が証明した場合には、その陳腐化に対応するために発生した増加費用の負担については、国と民間事業者の間で協議して決定する。

（作業業務）

第４２条　民間事業者は、事業期間にわたり、適用法令及び要求水準等に従った作業量の刑務作業を提供する企業等（以下「作業提供企業」という。）を確保し、当該作業提供企業をして、国との間で作業契約を締結させる。ただし、民間事業者が、要求水準等において求められる作業業務の全部又は一部を職業訓練として提供する場合にはこの限りではない。

２　民間事業者が必要な職業訓練を提供できなかった場合には、別紙４により、委託費を減額する。

３　国は、第１項の規定により作業提供企業と締結した作業契約を解除する場合、又は当該作業契約を更新せずに終了する場合には、民間事業者に対し、当該作業契約終了の９０日前までに通知する。民間事業者は、当該通知を受領した場合には、当該終了の時までに代替の作業提供企業等を確保し、当該作業提供企業等をして、国との間で作業契約を締結させなければならない。

４　民間事業者は、刑務作業の内容を変更しようとするときは、国の承諾を受けなければならない。

５　第３項の規定にかかわらず、作業提供企業等の故意若しくは重大な過失（法令違反を含むがこれに限らない。）による作業契約の不履行があったとき、作業提供企業等の振り出した手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、作業提供企業等が仮差押え、仮処分、差押え、競売若しくは滞納処分を受け、又は作業提供企業等に対し、破産手続開始、会社更生法手続開始、その他倒産手続開始の申立がなされたときなど、作業提供企業等について信用不安事由が生じた場合には、国は、民間事業者及び作業提供企業等に通知の上、直ちに作業契約を解除することができる。この場合には、第２項の規定にかかわらず、第１項に基づく義務に関連した別紙４に定める民間事業者に対する減額ポイントの計上は、当該通知の日から３０日間に限り行わない。

第３節　モニタリング

（モニタリング及び要求水準等未達成に関する手続）

第４３条　国は、別紙４により本事業の各業務につきモニタリングを行う。

２　国は、前項に規定するモニタリングの結果、本事業の遂行が要求水準等の内容を満たさないと判断した場合には、別紙４により、各業務につき改善勧告を行う。

３　民間事業者は、要求水準等の内容を満たしていない状況を認識した場合には、直ちに国に対し、その状況及び理由並びに対応方針を報告しなければならない。

第４節　事業内容の見直し

（改良等の提案）

第４４条　民間事業者は、本施設の運営において、実施要項１（３）の観点等を踏まえ、入札時若しくは事業期間中に提案した内容の改良が必要であると判断した場合、国から業務内容の改良を求められた場合、又は新たな業務内容の提案をしようとする場合には、改良等に係る提案書を作成し、その費用の見積りとともに、国に提出する。

２　国は、前項に規定する提案書に基づき、その内容、費用、スケジュールその他必要な事項につき民間事業者と協議する。なお、当該協議が合意に達しなかった場合、民間事業者は当該提案書を撤回することができ、国は改良要求を撤回することができる。

３　改良等により当該業務に要する費用が増加する場合には、民間事業者は、当該業務以外の業務内容の変更又は廃止を提案することができる。国は、民間事業者との協議により変更又は廃止の提案を認めた場合には、民間事業者が当該業務に従事する義務を免ずるため、要求水準等の必要な変更を行うものとする。

４　民間事業者は、前２項の協議の結果に基づき作成された提案書の内容について、業務実施要領及び業務年間計画書に反映し、その内容に従って運営業務を行う。

（効果検証に関する手続）

第４５条　民間事業者は、要求水準等に基づき効果検証を行うために必要な実施体制を構築しなければならない。

２　民間事業者は、作業業務のうちの職業訓練、教育業務のそれぞれについて、事業期間を計画期間として、効果検証計画を策定し、事業年度ごとに、その進捗状況等を踏まえ、計画を見直すものとする。

３　効果検証計画は、業務年間計画書の一部とし、民間事業者は、その策定及び見直しに際して、国の承諾を受けなければならない。

４　民間事業者は、効果検証の結果、目標とした水準を下回る成果であることが判明したプログラム等について、遅滞なく、その内容を見直し、効果検証計画にその見直しを反映させ、国の承諾を受けなければならない。

第４章　委託費の支払

（委託費の支払）

第４６条　国は、本契約に基づく民間事業者の債務履行の対価として、別紙５及び別紙８の定めるところに従い、委託費を支払う。

なお、本契約締結日現在において予定される委託費の支払額及び支払スケジュールは、別紙８の規定のとおりとする。

２　国は、前項に規定する委託費の支払を、代表企業を相手方として行い、国が委託費を代表企業の指定する口座へ入金した場合には、これをもって国の民間事業者への委託費の支払は完了したものとみなす。

３　国は、第４３条第１項に規定するモニタリングの結果、要求水準等の内容を満たしていないと判断した場合には、別紙４により、委託費を減額する。

４　本契約に別途定める場合を除き、理由のいかんを問わず民間事業者が本事業を実施しない場合には、国はこれに対応する委託費の支払を行う義務を負わない。

（委託費の支払方法）

第４７条　国は、別紙４により、民間事業者に対し、第４３条第１項に規定するモニタリングの結果を通知し、民間事業者は、当該通知がなされた後、国に委託費の請求書を提出する。

２　国は、委託費を別紙５の支払方法により、民間事業者に支払う。

（委託費の変更）

第４８条　国は、次の各号の場合において、別紙５の規定に従って、委託費の金額を変更する。

一　運営開始日の変更があった場合

二　第２４条第１項に規定する業務運営開始確認書の交付が運営開始予定日より遅延した場合

（虚偽報告による委託費の減額）

第４９条　業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合には、民間事業者は、当該虚偽記載がなければ国が別紙４により減額し得た額を国に返還しなければならない。

（物価変動等による委託費の改定）

第５０条　物価変動又は収容人員の変動に伴う委託費の改定は、別紙５により行う。

第５章　契約期間及び契約の終了

第１節　契約期間

（事業期間終了時の措置）

第５１条　本契約は、本契約締結日から効力を生じ、事業期間終了日をもって終了する。

２　民間事業者は、事業期間満了までの間、本業務について要求水準等の内容を満たす義務を負い、事業期間終了日の１年から６か月前までに、必要に応じ、本施設を修繕し、設備等を更新する。ただし、要求性能の回復に大規模修繕が必要となる場合は、国の職員にその状況を連絡する（次項において同じ）。

３　国は、事業期間満了の６か月前に民間事業者に通知を行った上、要求水準等の内容を満たしているか判断するために別途協議の上、終了前検査を行い、修繕すべき箇所があることが判明した場合には、民間事業者にこれを通知し、民間事業者は速やかにこれを修繕する。

４　民間事業者は、本契約の終了と同時に、別紙６の目的物引渡書を交付し、次項及び第６２条第４項に規定があるものを除き、国に事業者管理資産の引渡しを行い、国は、事業者管理資産の所有権（担保権等いかなる負担も付されていない所有権であることを条件とする。）を取得する。なお、事業者管理資産のうち、民間事業者がリース契約等により使用権のみを保有しているものについても、本項に従った引渡しまでに、民間事業者の責任と費用負担において当該事業者管理資産の所有権を国に移転しなければならない。

５　事業期間の終了に際し、国は、国又は国の指定する第三者が事業者管理資産（情報システム、厨房及び洗濯機器、警備システム並びに医療機器を除く。）のうち指定するものの収去を選択できるものとする。

６　民間事業者は、事業期間の終了後遅滞なく、前項の規定に基づき収去対象となった事業者管理資産について、その責任と費用負担により収去し、原状回復を行う。ただし、事業期間終了日から９か月後までの間で、国と民間事業者とが協議して定める日まで、国による当該事業者管理資産の使用を認めるものとする。当該期間の事業者管理資産の使用に関する条件等については、国と民間事業者の協議により別途定める。

７　前項の場合において、民間事業者が正当な理由なく、事業期間の終了後又は国と民間事業者とが協議して定める期日までに事業者管理資産の収去を行わないときは、国は、民間事業者に代わって事業者管理資産の処分その他の必要な措置を行うことができる。民間事業者は、国の措置に異議を申し立てることができず、また、国が処置に要した費用を負担する。

（契約期間終了時の本事業の承継）

第５２条　国及び民間事業者は、本契約の終了に際して、国又は国の指定する第三者に対する本事業の引継ぎに必要な事項の詳細について、事業期間終了日の１年前から協議を開始する。

２　民間事業者は、国又は国の指定する第三者が事業期間終了後本事業を引き続き行うことができるよう、前項の規定による協議において合意された事項に従い、事業期間終了日の６か月前から本事業に関する必要な事項を説明するとともに、民間事業者が使用した操作要領その他の資料を提供するほか、本事業の承継に必要な手続を行う。

３　前項に規定する手続において、国又は国の指定する第三者の責めに帰すべき事由により、民間事業者に増加費用及び損害が発生した場合には、国は、当該増加費用及び損害を負担する。

（事業者管理資産の契約不適合）

第５３条　国は、事業者管理資産（第５１条第５項の規定により収去対象となったものを除く。）の種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないときは、民間事業者に対し、国が当該事業者管理資産の所有権を取得した日から１８０日以内に限り、相当の期間を定めて、当該不適合の修補（備品にあっては交換とする。）を請求し、又は修補に代えて、若しくは修補と共に損害の賠償を請求することができる。ただし、民間事業者が悪意である場合又は当該不適合が民間事業者の故意若しくは重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、１年間とする。

２　国は、当該事業者管理資産が前項の不適合により滅失又は毀損したときは、前項に規定する期間内であって、国がその滅失又は毀損を知った日から６０日以内に前項の権利を行使しなければならない。

第２節　事業者の債務不履行による契約解除

（事業者の債務不履行による契約解除）

第５４条　国は、次の各号のいずれかに該当するときは、民間事業者に通知し、本契約を解除することができる。

一　代表企業又はグループ企業の取締役会において、代表企業又はグループ企業のいずれかに係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の法令に基づく倒産法制上の手続の申立てが決議されたとき又は他の第三者（代表企業又はグループ企業の取締役を含む。）によりこれらの申立てがなされたとき。

二　法第２２条第１項第１号イからチまで又は同項第２号のいずれかに該当するとき。

三　法第３３条の３第６項に該当するとき。

四　次のいずれかが明らかになったとき。

ア　自己若しくは第三者の不正利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者を利用するなどしていること。

イ　暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、若しくは関与していること。

ウ　暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していること。

エ　暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていること。

五　別紙４に定める基準により、国が解除権を取得するとき。

２　民間事業者の責めに帰すべき事由により、連続して３０日以上又は１年間に６０日以上にわたり、要求水準等の内容に従った本事業を行わないときには、国は、民間事業者に対し、相当

の期間を定めてこれを改善すべき旨を通知する。この場合において、相当の期間内に改善がなされないときは、民間事業者に通知し、本契約を解除することができる。

（談合等の不正行為に係る解除）

第５５条　国は、本契約に関し、代表企業又はグループ企業のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

一　公正取引委員会が、代表企業若しくはグループ企業のいずれか又はこれらの者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（同法第８条第１項第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき。

二　公正取引委員会が、代表企業若しくはグループ企業のいずれか又はこれらの者の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三　代表企業若しくはグループ企業のいずれか又はこれらの者の代理人（代表企業若しくはグループ企業のいずれか又はこれらの者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

２　民間事業者は、本契約に関して、代表企業若しくはグループ企業のいずれか又はこれらの者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を国に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第５６条　民間事業者は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときで、国が本契約を解除しない場合は、契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。以下、本節において同じ。）の１００分の１０に相当する額を違約金として国が指定する期限までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、代表企業若しくはグループ企業のいずれか又はこれらの者の代理人に対して独占禁止法第７条若しくは第８条の２（同法第８条第１項第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二　公正取引委員会が、代表企業若しくはグループ企業のいずれか又はこれらの者の代理人に対して、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三　代表企業若しくはグループ企業のいずれか又はこれらの者の代理人（代表企業若しくはグループ企業のいずれか又はこれらの者の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人）

について、刑法第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　民間事業者は、前項第３号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の１００分の１０に相当する額のほか、契約金額の１００分の５に相当する額を違約金として国が指定する期限までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、代表企業若しくはグループ企業のいずれか又はこれらの者の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項の規定による納付命令（同法第７条の３第１項若しくは第２項又は第３項の規定を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき。

二　代表企業又はグループ企業のいずれかが国に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　民間事業者は、本契約の履行を理由として、前２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、国に生じた実際の損害の額が違約金を超過する場合において、国がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

５　民間事業者が、第１項及び第２項に規定する違約金を国の指定する期限までに支払わない場合は、民間事業者は国に対し、違約金に加え、当該期限の日の翌日から起算して支払をする日までの間（両端日を含む。）に応じ、違約金に相当する額に国の債権に関する延納利息の率（昭和３２年大蔵省告示第８号）に定める率に相当する率を乗じて得た額を国に支払う。

６　本条の規定は、本契約の履行が完了した後においても効力を有する。

（解除の効力）

第５７条　第５４条の規定により本契約が解除された場合には、民間事業者は、国に対して、当該解除の日までに本事業を契約に基づき実施した期間に係る委託費を除く契約金額の１００分の１０に相当する金額を違約金として国の指定する期間内に支払う。

２　第５５条の規定により本契約が解除された場合には、民間事業者は、国に対して、契約金額の１００分の１０に相当する金額を違約金として国の指定する期間内に支払う。

３　前条第１項第３号に該当し、かつ前条第２項各号のいずれかに該当するときで本契約が解除された場合は、前項の契約金額の１００分の１０に相当する額のほか、契約金額の１００分の５に相当する額を違約金として国が指定する期限までに支払わなければならない。

４　前３項の規定に加え、業務開始後に第５４条又は第５５条の規定により本契約が解除された場合には、国は、本事業により整備が完了した事業者管理資産の調達並びに整備に必要な費用の本契約の解除時点における残額の１００分の１００（資金調達を行っている場合は、金利等初期投資費用の回収に要する費用を除く。）に相当する金額を民間事業者に原則として一括して支払い、事業者管理資産の所有権を取得する（当該残額は、提案書類における備品調達費用（資金調達を行っている場合は、金利等初期投資費用の回収に要する費用を除く。）の未払相当額とする（ただし、本契約締結以降の変更を反映したものとする。）。また、その所有権は解除により当然に国に移転する。）。事業者管理資産のうち、民間事業者がリース契約等により使用権のみを保有しているものについても、民間事業者の責任と費用負担において事業者管理資産の所

有権を国に移転しなければならない。

5　国は、前項の規定により事業者管理資産を買い受ける場合において、要求水準等の内容を満たしているかを判断するために民間事業者と別途協議の上、終了前検査を行う。国は、検査の結果、事業者管理資産が要求水準等の内容を満たしていない場合には、民間事業者に対し、事業者管理資産の修繕又は更新を求めることができ、民間事業者は速やかに事業者管理資産を修繕し、又は更新するものとする。当該修繕又は設備の更新等に係る費用は、民間事業者が負担する。

6　第１項から第３項までの規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、国は、増加費用及び損害が発生した場合において増加費用及び損害の額が同項の金額を超えるときは、その超過額について民間事業者に損害賠償を請求することができ、同項の金額と当該損害賠償の請求額を対当額で相殺することができる。

7　第５４条又は第５５条の規定に基づき本契約が解除された場合、民間事業者は、国又は国の指定する第三者に対する本事業の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に係る費用は、民間事業者が負担する。

第３節　国の任意解除及び国の債務不履行による契約解除

（国の任意解除）

第５８条　国は、事業期間中、民間事業者に対し、１８０日以上前に通知を行うことにより、本契約を任意に解除することができる。

2　前項の規定により本契約が解除された場合には、国は、民間事業者に対し、当該解除により民間事業者に発生した増加費用及び損害（合理的な金融費用を含む。以下同じ。）を負担する。

3　第１項の規定により本契約が解除された場合の、事業者管理資産の所有権移転及びこれに関連する支払等については、前条第４項の規定を適用する。

4　第１項の規定により本契約が解除された場合には、民間事業者は、国又は国の指定する第三者に対する本事業の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に要した費用は、国が負担する。

（国の債務不履行による契約解除）

第５９条　国が、本契約に従って支払うべき委託費の支払を遅延し、民間事業者から催告を受けてから６０日を経過しても当該支払義務を履行しない場合又は重要な義務違反により本事業の実施が困難となり、民間事業者が催告しても６０日以内に是正しない場合には、民間事業者は本契約を解除することができる。

2　前項の規定により本契約が解除された場合には、前条第２項から第４項までの規定を適用する。

第４節　法令変更による契約解除

（法令変更による契約の解除）

第６０条　第６８条第４項に規定する協議を行ったにもかかわらず、法令の変更により、国が本事業の継続が困難と判断した場合、又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合には、国は、民間事業者と協議の上、本契約を解除することができる。

２　前項の規定により本契約が解除された場合の、事業者管理資産の所有権移転及びこれに関連する支払等については、第５７条第４項の規定を適用する。

３　国は、前項の規定により事業者管理資産を買い受ける場合において、要求水準等の内容を満たしているかを判断するために別途民間事業者と協議の上、終了前検査を行う。国は、検査の結果、事業者管理資産が要求水準等の内容を満たしていない場合には、民間事業者に対し、事業者管理資産の修繕又は更新を求めることができ、民間事業者は速やかに事業者管理資産を修繕し、又は更新するものとする。当該修繕又は更新に係る費用は、民間事業者が負担する。ただし、法令変更に起因して必要となる修繕又は更新に係る費用については、別紙７の区分に従い、それぞれ国又は民間事業者が負担する。

４　第１項の規定により本契約が解除された場合には、民間事業者が本事業を終了させるために要する費用（合理的な金融費用を含む。）があるときは、国は当該費用を民間事業者に支払う。

なお、支払方法は、国と民間事業者が協議して定める。

５　第１項の規定により本契約が解除された場合には、民間事業者は、国又は国の指定する第三者に対する本事業の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に要した費用は、国が負担する。

第５節　不可抗力による契約解除

（不可抗力による契約解除）

第６１条　第７０条第４項に規定する協議を行ったにもかかわらず、不可抗力事由が発生した日から９０日以内に本契約の変更について合意が得られない場合には、国は、同条第２項の規定にかかわらず、民間事業者に通知の上、本契約を解除することができる。

２　前項の規定により本契約が解除された場合の、事業者管理資産の所有権移転及びこれに関連する支払等については、第５７条第４項の規定を適用する。

３　国は、前項の規定により事業者管理資産を買い受ける場合において、要求水準等の内容を満たしているかを判断するために別途民間事業者と協議の上、終了前検査を行う。国は、検査の結果、事業者管理資産が要求水準等の内容を満たしていない場合には、民間事業者に対し、事業者管理資産の修繕又は更新を求めることができ、民間事業者は速やかに事業者管理資産を修繕し、又は更新するものとする。当該修繕又は更新に係る費用は、民間事業者が負担する。ただし、不可抗力に起因して必要となる修繕又は更新に係る費用（ただし、民間事業者又は受託者が第１２条に基づき加入した保険等により補填された部分を除く。）については、合理的な範囲内で国が負担する。

４　第１項の規定により本契約が解除された場合において、民間事業者が本事業を終了させるために要する費用（合理的な金融費用を含む。）があるときは、国は当該費用を民間事業者に支払う。なお、支払方法は、国と民間事業者が協議して定める。

５　第１項の規定により本契約が解除された場合には、民間事業者は、国又は国の指定する第三者に対する本事業の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に要した費用は、国が負担する。

第６節　事業終了に際してのその他の処置

（事業終了に際してのその他の処置）

第６２条　民間事業者は、本契約が終了し、又は解除された場合において、本施設内に事業者管理資産以外の民間事業者又は受託者が所有又は管理する工事材料、機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件の処置につき国の指示に従わなければならない。

２　前項の場合において、民間事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき国の指示に従わないときは、国は、民間事業者に代わって当該物件の処分その他の必要な処置を行うことができる。民間事業者は、国の処置に異議を申し出ることができず、また、国が処置に要した費用を負担する。

３　民間事業者は、本契約が終了した場合において、直ちに、国に対し、本施設における本事業に関して必要な全ての書類を引き渡さなければならない。

４　前項の書類のほか、民間事業者が第７５条第１項に規定する秘密情報を基に作成した書類がある場合には、民間事業者は、当該書類を廃棄しなければならない。この場合において、民間事業者は、廃棄した書類の一覧表を国に提出する。

第６章　附帯的事業

（総則）

第６３条　民間事業者は、本事業の目的を妨げない範囲で、国の使用許可を受けて、自らの責任及び費用負担により本施設の一部を使用して附帯的事業を行うことができる。

２　前項の場合、民間事業者は、要求水準等に掲げる運営理念の実現に資する用途に限り、国が認めた事業計画に従い、附帯的事業を実施しなければならない。

３　第１項の事業の遂行により、第三者に与えた損害は、その原因のいかんにかかわらず、民間事業者が負担する。

４　民間事業者は、第８章及び第９章の規定にかかわらず、第１項の事業の遂行については、不可抗力及び法令変更により発生した増加費用及び損害を負担する。

５　民間事業者は、第１項の事業の遂行のために、第三者と契約を締結する必要がある場合には、民間事業者の責任及び費用負担においてこれを締結する。

６　民間事業者は、運営開始準備期間又は事業期間中、国の承諾を受けずに、第１項の事業を中

止してはならない。

７　民間事業者は、当該事業を中止する必要が生じた場合には、国と協議を行う。

８　民間事業者は、国の事前の承諾を得ることなく、民間施設の譲渡及び第三者のための担保権設定を行ってはならない。

（使用目的）

第６４条　附帯的事業として実施することができない用途は、次の各号のとおりとする。

一　騒音、振動、塵埃、視覚的不快感、悪臭、電磁波又は危険物等を発生又は使用する等、周囲に迷惑を及ぼすような用途

二　風俗営業又はそれに類する用途、犯罪に関わる又は助長する用途、深夜営業を主とする用途、公序良俗に反する用途、その他街区の品位や価値を損なう用途

三　住宅

四　その他、本事業が矯正施設という公共性の高い施設の運営事業であることにかんがみ、その附帯的事業としてふさわしくない用途

２　事業者は、事業内容の変更又は事業の委託契約を締結する第三者の変更を行う場合には、あらかじめ国の許可を受けなければならない。

（国への報告義務）

第６５条　民間事業者は、次の各号について、当該事業年度の半期ごとに国に報告する。

一　附帯的事業の運営状況に関する事項

二　附帯的事業の収支状況に関する事項

（業務不適正の場合の措置）

第６６条　前条の報告により、民間事業者による附帯的事業の実施が第６３条第１項、第２項、第６項及び第８項並びに第６４条の規定に違反すると国が認めるとき（以下本条において「業務不適正」という。）の手続は、次の各号のとおりとする。

一　契約期間中に業務不適正が起きた場合には、国は、民間事業者に改善措置を講じることを通知し、改善方法及び改善期日を記した計画書及び説明書（以下「附帯的事業改善計画書」という。）の提出を求めることができる。

二　民間事業者は、附帯的事業改善計画書の内容については、国の承諾を受けなければならない。ただし、民間事業者は、国が附帯的事業改善計画書を承諾したことをもって、改善措置に係る責任を軽減又は免除されるものではない。

三　国は、附帯的事業改善計画書に従った措置によっては業務不適正を改善することができないと認めるときは、民間事業者に対し、附帯的事業改善計画書の修正を求めることができる。

四　前号の規定による請求を行っても民間事業者が従わない場合、又は修正された附帯的事業改善計画書に従った措置によっては業務不適正を改善することができないと認める場合には、国は、民間事業者に通知の上、本件土地の使用許可を取り消すことができる。

五　前号の規定により国が国有地についての使用許可を取り消した場合には、民間事業者は、自らの費用負担において原状回復し、使用許可の取消しにより国に発生した損害を負担する。

第７章　保証

（保証）

第６７条　契約保証金は免除する。ただし、民間事業者は、厨房及び洗濯機器並びに医療機器を除く、事業者管理資産整備費用（消費税及び地方消費税を含む。資金調達を行っている場合は、金利等初期投資費用の回収に要する費用を含む。）の１００分の１０以上の金額について、国を被保険者とする履行保証保険契約を締結する。

２　民間事業者は、前項の保険契約締結後速やかにその保険証券を国に提出する。なお、履行保証保険の有効期間は、本契約締結日から厨房及び洗濯機器、医療機器、情報システム並びに警備システムを除く、全ての事業者管理資産整備完了までとする。

第８章　法令変更等

（協議及び増加費用の負担等）

第６８条　民間事業者は、法令変更により、本契約に従った業務の遂行ができなくなった場合には、その内容の詳細及び理由を直ちに国に対して通知しなければならない。

２　民間事業者は、履行不能状況が継続する期間中、本契約に基づく履行期日における義務が法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、履行期日における履行義務を免れる。ただし、民間事業者は、法令変更により国に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

３　国は、前項に基づき履行義務を免れた期間に対応する委託費の支払において、民間事業者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。

４　国は、民間事業者から第１項の通知を受領した場合には、速やかに民間事業者と協議する。当該協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から９０日以内に本契約の変更（運営開始予定日の変更を含む。）について合意が得られない場合には、国は、法令変更の対応方法（運営開始予定日の変更を含む。）を民間事業者に通知し、民間事業者はこれに従い本事業を継続する。

（法令変更による費用・損害の扱い）

第６９条　法令の変更により、運営開始準備業務及び本事業につき民間事業者に合理的な増加費用及び損害が発生した場合には、当該増加費用及び損害の負担は別紙７の規定に従う。

２　法令の変更により、運営開始準備業務及び本事業について民間事業者の負担する費用が減少した場合には、別紙７の規定に従って、当該費用の減少に応じた委託費の減額を行う。

第９章　不可抗力等

（不可抗力）

第７０条　民間事業者は、不可抗力事由の発生により、本契約に従った業務の遂行ができなくなった場合には、その内容の詳細及び理由を直ちに国に通知しなければならない。

２　民間事業者は、履行不能状況が継続する期間中、本契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、民間事業者は、早急に適切な対応措置を執り、不可抗力により国に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

３　国は、前項に基づき履行義務を免れた期間に対応する委託費の支払において、民間事業者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。

４　国は、民間事業者から第１項の通知を受領した場合には、速やかに民間事業者と協議する。当該協議にもかかわらず、不可抗力事由が発生した日から９０日以内に本契約の変更（運営開始予定日の変更を含む。）について合意が得られない場合には、国は、不可抗力の対応方法（運営開始予定日の変更を含む。）を民間事業者に通知し、民間事業者はこれに従い本事業を継続する。

（不可抗力による増加費用・損害の扱い）

第７１条　不可抗力により、運営開始準備業務及び本事業につき民間事業者に合理的な増加費用及び損害（ただし、民間事業者又は受託者が第１２条に基づき加入した保険等により補填された部分を除く。）が発生する場合には、国が当該増加費用及び損害を負担する。

（不可抗力に至らない事象）

第７２条　民間事業者は、国及び民間事業者いずれの責めに帰すべき事由によらない場合であって、本事業に関して不可抗力に至らない事象（民間事業者がその善管注意義務の範囲において通常予見可能かつ対処可能な事象であって、当該事象の発生について国及び民間事業者に帰責事由のないものをいう。）が発生したときは、自らの責任及び費用負担においてこれに対応し、本事業につき要求水準等を充足させる義務を負う。

２　前項の事象により、民間事業者が合理的な対応を行っているにもかかわらず、本契約の規定に従った業務の遂行ができなくなった場合には、民間事業者は、直ちに国に通知する。

３　国は、前項の通知を受けた場合には、民間事業者と協議の上、当該事象により本事業に生じた影響を除去するために必要な猶予期間を定める。ただし、前項の通知受領後７日以内に協議が整わない場合には、国は、合理的な猶予期間を定めて民間事業者に通知する。民間事業者は、その猶予期間中に当該事象により本事業に生じた影響を除去する。

４　前項の規定により猶予期間を定めた場合には、当該猶予期間に応じて運営開始予定日を変更する。ただし、当該不可抗力に至らない事象の影響の除去に要する費用、当該事象により発生した増加費用及び損害は、全て民間事業者の負担とする。

５　第３項の場合が事業期間の開始後である場合には、民間事業者は、その猶予期間中に限り、本契約の履行義務を免れる。ただし、前項の除去に要する費用並びに、当該事象により発生した増加費用及び損害は、全て民間事業者の負担とする。

なお、国は、委託費の支払において、民間事業者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。

6　第３項の猶予期間経過後、民間事業者に、前項の規定により履行義務を免除された業務について不履行があった場合には、民間事業者は、第２項の通知に係る事象をもって、自らに帰責性がない旨の抗弁とすることはできない。

第 10 章　その他

（公租公課の負担）

第７３条　本契約に基づく業務の遂行に関する租税は、全て民間事業者の負担とする。

２　国は、民間事業者に対して委託費に係る消費税を除き、一切租税を負担しない。

（計算書類の提出）

第７４条　民間事業者は、運営開始準備期間又は事業期間内において各事業年度の最終日から３か月以内に、代表企業及びグループ企業の監査済計算書類等及び年間業務報告書を国に提出しなければならない。

（秘密保持）

第７５条　民間事業者（代表企業又はグループ企業が法人である場合にはその役員）若しくはその職員その他の従事職員（以下「民間事業者等」という。）又は民間事業者等であった者は、本事業に関して知り得た全ての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を漏えいし、又は盗用してはならない。

一　開示の時に公知である情報

二　国が本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを承諾した情報

２　民間事業者等又は民間事業者等であった者は、本事業の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。

３　民間事業者等は、秘密情報を記載した書類の複製を作成する場合には、国の承諾を受けなければならない。

４　受託者による第１項から第３項までの違反は、民間事業者による違反とみなす。

５　民間事業者は、委託先若しくは請負発注先等への見積依頼、契約の締結、又は弁護士や公認会計士等への相談依頼を行う場合などは、相手方に守秘義務を負わせた上で、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。

６　前項の場合において、民間事業者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。

７　前２項の規定にかかわらず、民間事業者及び受託者は、被収容者等の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第１項に定める個人情報をいう。）について、国の指示による場合を除き、情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及

び第三者への提供の停止を行うことはできない。

８　民間事業者は、本契約締結後直ちに、秘密情報を漏らさない旨の誓約書（前項の内容を含む。以下本項において同じ。）を国に提出するとともに、受託者をして、秘密情報を漏らさない旨の誓約書を国に提出させなければならない。また、民間事業者は、当該受託者との間で締結した委託に係る契約書の写しを当該締結後直ちに国に提出しなければならない。

９　民間事業者は、各従事職員をして、秘密情報を漏洩しない旨の誓約書を国に提出させなければならない。

１０　民間事業者は、本事業に関して作成した各種計画書、報告書、資料その他一切の書類について、その保管場所を国に通知しなければならない。民間事業者は、保管場所について、国から変更その他の要求があった場合には、これに従わなければならない。

１１　民間事業者は、国と民間事業者が協議して定める期間内に、国との協議の上、施設の保安に係る情報及び被収容者等の個人情報を適正に管理するために必要な次に掲げる措置を講じ、国の確認を受けなければならない。

一　施設の保安に係る情報及び被収容者等の個人情報の適正な取扱方法を具体的に定めた実施要領を策定すること

二　施設の保安に係る情報及び被収容者等の個人情報の適正な取扱方法についての研修の計画を策定し、これに基づいて本事業に従事する各従事職員に対して研修を実施すること

（通知）

第７６条　本契約に基づく請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、原則として書面により行わなければならない。

２　前項の請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、通知人たる当事者の選択により次の各号のいずれかの方法によらなければならない。

一　直接持参による交付

二　郵送又はクーリエサービス

三　電子メールによる通信（事後に正本を第一号又は第二号の方法で交付しなければならない。）

３　本契約において要求されているか又は認められている本契約の相手方に対する通知その他の連絡は、全て下記の通知・連絡先に宛てて行わなければ、その効力を生じない。ただし、本条に従った相手方に対する通知により、その通知・連絡先を変更することができる。

国に対する場合

住所：東京都千代田区霞が関一丁目１番１号

部署：法務省矯正局成人矯正課

電話番号：03-3592-7928

電子メールアドレス：prison-pfi@i.moj.go.jp

民間事業者に対する場合

住所：
部署：
電話番号：
電子メールアドレス：

（本契約の変更）

第７７条　本契約は、法第２１条の規定に従い、国及び民間事業者の書面による合意によってのみ変更することができる。

（解釈）

第７８条　本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、国及び民間事業者が誠実に協議の上、これを定める。

２　本契約及び要求水準等の記載に齟齬がある場合には、本契約、入札説明書に対する質問及び回答書、入札説明書（実施要項を含む。）、提案書類（ただし、提案書類の内容が他の資料で示された水準以上のものである場合には、当該内容に関して提案書類は他の資料に優先する。）の順にその解釈が優先する。

別紙１　第三者委員会

第三者委員会の運営に関して必要な事項については、本別紙のとおりとする。

１　委員の選定

（１）候補者名簿の作成

国及び民間事業者は、契約締結後速やかに、双方が合意の上で、９人以内の第三者委員候補者を選定しなければならない。国は、選定された第三者委員候補者を委嘱し、その名簿を作成しておかなければならない。

第三者委員候補者は、学識経験等第三者委員の任務に必要な識見を有し、事案の解決につき援助を与えることができる者でなければならない。

（２）第三者委員の指名

第三者委員会によるあっせんは、３人の第三者委員が行う。

総合調整協議会における協議が整わなかった場合において、国及び民間事業者は、双方又は一方の申出に基づいて、第三者委員候補者名簿に記されている者の中から、双方が合意の上で、委員を指名しなければならない。

（３）指名の合意ができない場合の措置

第三者委員の指名について、国及び民間事業者が合意できない場合には、国及び民間事業者は、実施要項に規定する事業者選定委員のうち、国及び民間事業者が適当と認める者へ第三者委員の選任を依頼し、提示された者を第三者委員に指名する。

（４）第三者委員の任務

第三者委員は、国及び民間事業者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、事案が解決されるように努めなければならない。

２　あっせん手続

（１）あっせんの申出

国及び民間事業者の双方があっせんを申し出る場合には、次の事項を書面により合意し、一方があっせんを申し出る場合には、他方に次の事項を書面により通知するものとする。国又は民間事業者のうち、通知を受けた者は、通知を受けたことを知ったときから、１５日以内に第三者委員会によるあっせんを受けるかを、あっせんを申し出た者へ回答しなければならない。

あっせんを申し出た者は、第三者委員が指名された後速やかに、第三者委員会に次の事項を書面により通知するものとする。

・　申出の日付（あっせん事項の変更又は追加があったときは、その日も含む。）
・　あっせん事項
・　あっせんに至るまでの交渉経過

（２）あっせんの実施

国及び民間事業者は、あっせん事項に関し、自らの意見及びその根拠となる事実を第三者委員が指名されてから３０日以内に、第三者委員会に提出しなければならない。ただし、意

見及びその根拠となる事実を提出しないことについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

第三者委員会は、必要に応じて国又は民間事業者から事情を聴取することができる。国又は民間事業者は可能な限りその求めに応じなければならない。

第三者委員会は、国及び民間事業者から事情を聴取するため、期日を設定し、国及び民間事業者に出席を求めることができる。その場合において、第三者委員会は、必要があると認めるときは、国及び民間事業者以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

第三者委員会は、あっせん案を作成し、国及び民間事業者に提示することができる。国及び民間事業者は提示されたあっせん案を最大限尊重し、事案の解決に努めなければならない。

（３）あっせんの終了

あっせんが成立したとき又はあっせんの申し出から９０日が経過したときは、第三者委員会は、あっせんを終了する。

第三者委員会は、あっせんによっては事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

３　費用負担

第三者委員会に係る費用は、国、民間事業者及び第三者委員の三者間で合意の上、国及び民間事業者が折半して負担する。

４　その他

第三者委員会の事務を補助するため、国及び民間事業者は、それぞれ各１人の補助者を選出する。

第三者委員会の運営に関して本別紙に規定されていない事項については、国及び民間事業者と協議の上決定する。

別紙２　保険

民間事業者は、運営開始準備業務及び本事業に関して、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。

１　運営開始準備業務に係る保険

民間事業者又は受託者は、運営開始準備業務に関して、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。

（１）事業者管理資産に係る組立保険

保険契約者　　：民間事業者又は受託者
保険の対象　　：事業者管理資産
保険期間　　：運営開始準備期間
保険金額（補償額）：再取得又は修理等、損害発生前の状態に復旧するために要する費用に相当する金額
補償する損害　　：水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害
被保険者　　：民間事業者又は受託者

（２）第三者賠償責任保険

保険契約者　　：民間事業者又は受託者
保険の対象　　：運営開始準備業務
保険期間　　：運営開始準備期間
てん補限度額(補償額)：対人：１億円 ／ １名、１０億円 ／ １事故以上
対物：１億円 ／ １事故以上
補償する損害　　：運営開始準備業務に起因する第三者の身体障害及び財物損壊が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害
被保険者　　：民間事業者又は受託者

付記事項：民間事業者又は受託者は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

２　本事業に係る保険

民間事業者又は受託者は、事業期間中、本施設に関して次の要件を満たす保険に加入しなければならない。また、保険契約は１年ごとの更新でも認めることとする。

（１）事業者管理資産に係る火災保険

保険契約者　　：民間事業者又は受託者
保険の対象　　：事業者管理資産
保険期間　　：全業務運営開始から事業期間終了まで
保険金額（補償額）：再取得又は修理等、損害発生前の状態に復旧するために要する費用に相当する金額
補償する損害　　：水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

被保険者　　：民間事業者又は受託者

（２）本事業を対象とした第三者賠償責任保険

保険契約者　　：民間事業者又は受託者

保険期間　　：事業期間

てん補限度額（補償額）：対人：１億円 ／ １名、１０億円 ／ １事故以上

対物：１億円 ／ １事故以上

補償する損害　　：本事業に起因する第三者の身体障害及び財物損壊が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害

被保険者　　：民間事業者又は受託者

（３）　任意自動車保険

保険契約者　　：民間事業者又は受託者

保険期間　　：事業期間

てん補限度額（補償額）及び補償する損害：下表のとおり

被保険者　　：民間事業者又は受託者

担保種目	保険金額/てん補限度額
車両	時価
対人賠償	無制限
対物賠償	無制限

・　民間事業者又は受託者は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。

・　民間事業者又は受託者は、業務遂行上において運行管理者の故意又は重大な過失により国の職員を含む第三者に損害又は損傷を与え、又は車両の損害を生じたときは、責任をもって賠償しなければならない。

・　民間事業者又は受託者は、業務遂行上において第三者に対する損害又は損傷の補償及びその他必要な費用の額の決定が相当期間にわたるときは、第三者に対し応急的措置として、別途、国、民間事業者及び第三者が協議し決定した額を賠償額の内金払として、速やかに補償するものとする。

・　国が、第三者に対し、損害額等の支払を行ったところにより損失を受けたときは、その損害について、民間事業者又は受託者は国に対し損害賠償の責任を負うものとし、その賠償額等は双方協議により決定するものとする。

（４）職員宿舎の維持管理業務

民間事業者は、事業期間中、職員宿舎に関して次の要件を満たす保険に加入しなければならない。また、保険契約は１年ごとの更新でも認めることとする。

維持管理業務を対象とした第三者賠償責任保険

保険契約者　　：民間事業者又は受託者

保険期間　　：事業期間

てん補限度額（補償額）：事業者による提案

補償する損害　　：維持管理業務に起因する第三者の身体障害及び財物損壊が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害

被保険者　　：民間事業者又は受託者

3　上記各保険以外の保険

上記保険については、民間事業者等が契約することを条件とする最小限度のものであり、民間事業者の判断に基づき、追加的な付保又は担保範囲の広い補償内容を提案することも可能である。提案された保険については、原則として提案に基づいて付保するものとし、変更する必要が生じたときは、あらかじめ国と協議しなければならない。

4　保険証券の提示

民間事業者等は、保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに国に提示しなければならない。

別紙３　本事業における増加費用負担

１　被収容者の行為に起因して発生する増加費用及び損害であって、当該行為について、国及び民間事業者の双方に責めに帰すべき事由がない場合の当該増加費用及び損害の負担については、次のとおりとする。

（１）当該被収容者の行為によって、民間事業者の有する設備、機器及び備品等が損壊又は滅失した場合

ａ　当該被収容者の行為が、当該設備、機器及び備品等の通常の使用の範囲内であった場合には、当該損壊又は滅失に起因する増加費用及び損害は、民間事業者の負担とする。

ｂ　ａ以外の場合には、当該損壊又は滅失に起因する増加費用及び損害（ただし、民間事業者又は受託者が別紙２に基づき加入した保険等により補てんされた部分を除く。）は、国の負担とする。

（２）当該被収容者の行為によって、国の職員、従事職員及び第三者に損害が発生した場合には、当該損害に起因する増加費用及び損害は、国の負担とする。

２　１にかかわらず、被収容者に係る次の事由（当該事由の発生について民間事業者に帰責性がある場合については、別紙４に定めるところによる。）に起因して発生した増加費用及び損害は、国の負担とする。

区分	増加費用及び損害の負担　※
収容関連サービス業務	被収容者の責めに帰すべき事由による技術指導中の事故に起因する損害
警備業務	被収容者の責めに帰すべき事由による事故、被収容者の逃走の対応及び被収容者の自殺・自傷等の対応に起因する増加費用及び損害
技術指導業務	受刑者の責めに帰すべき事由による技術指導中の事故に起因する損害
職業訓練業務	受刑者の責めに帰すべき事由による職業訓練中の事故に起因する損害
教育業務、分類業務	被収容者の責めに帰すべき事由による指導及び面接中の事故に起因する損害
医療業務	被収容者の責めに帰すべき事由による健康診断の事故に起因する損害

※　各事由の帰責が、国及び事業者の双方にない場合には、増加費用及び損害の負担以外の事項については、第９章の規定に従う。

別紙４　モニタリング及び改善要求措置要領

１　基本的考え方

・　国は、民間事業者が入札説明書、実施要項、入札説明書に対する質問及び回答書並びに落札者が入札手続において国に提出した提案書類（以下本別紙において「要求水準等」という。）の内容を満たすサービスの提供を行っていることを確認するため、モニタリングを実施する。

・　民間事業者は、毎月業務日誌に基づき、月次業務報告書を作成し、代表企業が取りまとめた上で、国に提出するものとする。

・　国は、月次業務報告書及び国が実施するモニタリングの結果、要求水準等を満たしていないと判断した場合には、「第４　委託費の減額」の規定に基づいて減額ポイント及び減額金額を算定し、月次業務報告書が提出されてから２０日以内に民間事業者に通知する。

・　違約金は、国から民間事業者への毎四半期の委託費に所定の割合を乗じた額とする。

・　減額金額は、国から民間事業者への四半期ごとの委託費から減額するものとする。

・　毎年度最終月の定期モニタリング及び毎年１月から３月までの期間における業務履行の対価としての委託費の支払に係る手続は、国及び民間事業者の協議により定める。ただし、国は、当該委託費を、毎年４月末日までに支払う。

２　モニタリングの種類

（１）日常モニタリング（民間事業者によるセルフモニタリング）

・　民間事業者は、民間事業者が行う各業務の遂行状況について、毎日のモニタリングを実施し、業務日誌を作成する。

・　民間事業者は、業務日誌に基づき、月次業務報告書を作成し、毎月末日から７日以内に国に提出する。

・　民間事業者は、上記にかかわらず、本事業の運営やサービスの提供に支障を及ぼすと思われる事態が生じた場合には、直ちに国に報告することとする。

（２）定期モニタリング（国によるモニタリング）

・　国は、民間事業者から月次業務報告書を受領後７日以内に、同報告書に基づき、本事業の水準の確認を行う。

・　国は、定期的に施設内の巡回等を行い、民間事業者の業務遂行状況の確認を行う。

（３）随時モニタリング（国によるモニタリング）

・　国は、民間事業者に随時報告を求めるほか、必要に応じ、国の職員が施設の巡回等を行い民間事業者の業務遂行状況の確認を行う。

・　国は、随時モニタリングの実施に当たり、第三者の意見を聴取することができる。また、本事業が安定的かつ適切に運営されているかを評価するために、専門家等による外部評価を実施し、モニタリングの参考とすることができるものとする。

３　モニタリングの方法

（１）実施期間等

モニタリングの実施期間は、民間事業者が作成したモニタリング実施計画書を、国が承認

した時点から事業期間の終了時までとする。また、事業期間終了時において、国は、民間事業者から無償で譲渡を受ける事業者管理資産が要求水準等の内容を満たしていることを確認する。

（２）モニタリング実施計画書の作成

民間事業者は、事業契約締結後に作成する業務実施要領等に基づいて、運営開始予定日までの間で国と民間事業者が協議して定める期限内に、モニタリング実施計画書を作成し、国に提出する。国は、本事業に係るモニタリング実施計画書については、受領後１か月以内に内容を確認し、修正を求める場合にはその旨を民間事業者に通知する。

モニタリング実施計画書に記載する主な内容は次のとおりである。

- モニタリングの実施時期
- モニタリングの実施体制
- モニタリングの手順
- モニタリングの内容
- モニタリングの評価基準と評価手法　等
  （当該評価手法をもって評価できない場合における代替的評価手法を含む。）

（３）費用の負担

国が実施するモニタリングに係る費用は国が負担し、民間事業者のセルフモニタリングに係る費用は民間事業者の負担とする。

（４）通知

国は、定期モニタリング及び随時モニタリングの実施後に、評価結果を１０日以内に民間事業者に通知する。

４　委託費の減額

（１）総論

国は、モニタリングの結果、民間事業者の提供するサービスが要求水準等の内容を満たしていないと判断された場合には、民間事業者に対して支払う委託費を減額する。

委託費の減額方法は次のとおりであるが、詳細は、事業契約締結後に、民間事業者の提案内容及びモニタリング実施計画書等に基づいて決定するものとする。なお、国が支払う委託費は、本事業に係る民間事業者の提供するサービスに対して一体として支払うものであることから、委託費の減額についても、減額対象を細分化することは行わない。

（２）減額の種別及び減額金額

委託費の減額は、次の２種類とする。

- 民間事業者の債務不履行による違約金
- 民間事業者の債務不履行による減額ポイントの蓄積に基づく減額

ア　民間事業者の債務不履行による違約金

民間事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準等の内容を満たしていない又は業務実施要領に従い適正に業務を実施していないと判断される場合において、下表の「対象となる事実」が発生したときは、民間事業者は国に対し発生回数１回ごとに違約金を支払う。

国は、原則として当該事実が発生した四半期の委託費からこれを相殺し、減額した委託費を支払う。なお、違約金が支払われる原因となった事実により、国に当該違約金の額を超える損害が発生した場合には、当該違約金に加えて、民間事業者は当該損害を賠償する義務を負う。

	対象となる事実	違約金の算定方法
①	逃走事故の発生（ただし、逃走の罪が成立した事案に限る。）	３％×四半期の委託費（食料費及び健康診断費を除く。以下同じ。）
②	火災の発生	３％×四半期の委託費
③	被収容者の自殺事故の発生（ただし、既遂事案に限る。）	１．５％×四半期の委託費
④	被収容者による危険物又は持込制限物品の取得（ただし、被収容者が武器又は覚醒剤などの薬物を取得した場合に限る。）	１．５％×四半期の委託費
⑤	施設の保安に係る情報及び被収容者（出所した者を含む。）の個人情報の漏えい、滅失又は毀損（ただし、悪意又は重大な過失によるものに限る。）	１．５％×四半期の委託費
⑥	国への報告義務違反（ただし、悪意又は重大な過失により、違約金及び減額ポイントの対象となる事実を報告しなかった場合に限る。）	３％×四半期の委託費
⑦	全部又は一部の業務の不履行（ただし、合理的な理由なく履行しなかった場合に限る。）	３％×四半期の委託費
⑧	刑務作業又は職業訓練実施中における受刑者に死亡又は重度の障害が生じる事故の発生	３％×四半期の委託費
⑨	本契約に定める「第三者委員会」において合意された事項に関し、不履行・履行遅延が生じている場合	１％×四半期の委託費
⑩	悪意により、上記①から⑤まで及び⑧の事実を発生させようとした場合	１％×四半期の委託費

イ　減額ポイントの蓄積に基づく減額

民間事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準等の内容を満たしていない又は業務実施要領に従い適正に業務を実施していないと判断される場合において、次の事実が発生したときには、国は、減額ポイントを計上し、四半期ごとに累積状況に応じて計算した金額を、当該四半期の委託費から相殺することとし、減額した委託費を支払う。ただし、業務開始初年度において減額ポイントの対象となる事実が発生したときには、減額はしない。

なお、減額ポイントが計上される事実により、国に委託費の減額を超える損害が発生した場合には、当該委託費の減額に加えて、民間事業者は当該損害を国に賠償する義務を負う。

（ア）減額ポイントの対象となる主な事実

減額ポイントが計上される主な事実とは次の事実をいい、詳細は契約締結後に、民間事業者の提案内容等を踏まえ決定する。

【共通】

○　要求水準等又は業務実施要領に従って業務を遂行するよう国から指示を受けたにもかかわらず、指示に従わないこと

○　誤った指示、指導又は指示等の懈怠による、職員又は被収容者等への傷害事故の発生

○　文書の紛失

○　施設の保安に係る情報及び被収容者（出所した者を含む。）の個人情報の漏えい、滅失又は毀損

【施設維持管理業務】

○　点検の懈怠又は保守管理の不備等による、職員又は被収容者等への傷害事故の発生

○　センター長又はセンター長から指示を受けた国の職員の改善指示を受けた後に合理的な理由なく２４時間以上施設又は設備を利用できないこと（２４時間経過ごとに減額ポイントを１０ポイント計上する。）

【総務】

○　訴訟関係書類を適切に処理しなかったことによる、国又は被収容者等への損害の発生

【収容関連サービス】

○　食中毒の発生

【警備】

○　被収容者による危険物又は持込制限物品の取得（ただし、被収容者が武器又は覚醒剤などの薬物を取得した場合を除く。）

【作業】

○　計画された時間及びカリキュラムに従って実施しないこと（合理的な理由なく遅延した場合は３ポイントを計上する。ただし、合理的な理由なく１時間以上遅延した場合は１０ポイントを計上する。）

【教育】

○　計画された時間及びカリキュラムに従って実施しないこと（合理的な理由なく遅延した場合は３ポイントを計上する。ただし、合理的な理由なく１時間以上遅延した場合は１０ポイントを計上する。）

○　各種プログラムを実施する専門スタッフが休職又は辞職した場合に、他の専門スタッフを国に紹介しないこと（専門スタッフの休職又は辞職後、他の専門スタッフを国に紹介しない期間が１週間経過するごとに減額ポイントを３ポイント計上する。ただし、その休職等が４週間前以前に予測できなかった合理的な理由がある場合には、減額ポイントの計上を４週間猶予する。また、国と協議の上、代替措置を講じた場合を除く。）

【医療】

○　受刑者の入所時の健康診断を実施せず、又は前回受診から１年以内の健康診断を実施しないこと（受刑者１名につき、１ポイント計上する。ただし、１実施日における減額ポイントの計上は１０ポイントを上限とする。）

【分類】

○　カウンセリング･心理検査等の結果の未報告（発生１件につき３ポイント計上する。）

（イ）減額ポイントの積算

減額ポイントは、各事実が１回発生するごとに１０ポイントを上限として計上する。

なお、減額ポイントの計上は、四半期ごととし、翌四半期には持ち越さない。

（ウ）減額ポイントの支払額への反映

四半期ごとの減額ポイントの合計を計算し、下表に従って減額率を定める。

四半期の減額ポイントの合計（ｘ）	委託費の減額率 （ｙ）
１５０以上	２．５％以上の減額（１０ポイントにつき０．４％の減額） ｙ＝０．０４×（ｘ－１５０）＋２．５
１００～１４９	１．５％以上２．５％未満の減額（１０ポイントにつき０．２％の減額） ｙ＝０．０２×（ｘ－１００）＋１．５
５０～９９	１％以上１．５％未満の減額（１０ポイントにつき０．１％の減額） ｙ＝０．０１×（ｘ－ ５０）＋１
０～４９	０％（減額なし）

（エ）減額ポイントの軽減措置

全業務運営開始後一定期間にわたり、違約金の支払又は減額ポイントの蓄積による減額がない場合には、国は、その翌月以降の１回当たりの減額ポイントについて、違約金の支払又は減額がない期間に応じて下表のとおりに軽減することとする。この場合において、違約金の支払が発生したとき又は減額ポイントとの合計が上記（ウ）に規定する減額の対象となる水準に達したときは、国は、当該軽減措置を取り消し、その翌月より上記（イ）に規定するポイントを適用することとする。

違約金の支払又は減額がない期間	１回当たりのポイント	左記ポイントの適用期間
２４か月連続	各月の合計点の９０％の点数を適用する。	２５か月～４８か月
４８か月連続	各月の合計点の８０％の点数を適用する。	４９か月～６０か月
６１か月以上連続	各月の合計点の７０％の点数を適用する。	６１か月目以降

※　小数点以下は切り捨てる。

また、民間事業者に本施設の運営等において、以下のような顕著な功績等があった場合には、国は、当該功績等の内容に応じて、各事実の発生１件につき最大１０ポイントの範囲内で、功績ポイントを付与することができる。功績ポイントは減額ポイントと相殺することができる。

・　要求水準等に定める範囲の事務について、特に優れた業務遂行により、本施設の良好な運営に寄与した場合
・　要求水準等に定める範囲を超える貢献により、本施設の良好な運営に寄与した場合
・　地域への貢献等により、本施設の良好な運営に寄与した場合
・　その他の特段の事情がある場合

ウ　民間事業者に対する措置

違約金支払義務が発生した場合又は減額ポイントが一定値以上蓄積した場合は、支払時期となっていなくとも即座に次の措置を講じる。当該措置については、令和８年度についても講じることとする。

なお、上記以外の場合で減額ポイントの対象となる事象が発生した場合でも、民間事業者は、速やかに発生、発覚した事象についての報告書及び改善策を提出し、国の確認を受けることとする。

（ア）改善勧告

違約金支払義務が１回以上発生した場合、累積減額ポイントが四半期中に５０ポイントを超えた場合、四半期中に減額ポイントの対象となる事実のうち、同一のものが３回以上発生した場合又は累積減額ポイントが一事業年度において１００ポイントを超過した場合には、国は民間事業者に対して改善勧告を行う。

また、事業期間中に効果の検証を実施して実施プログラム・実施訓練科目等の見直しをしたにも関わらず、効果の向上が伴わない場合においても、国は、民間事業者に対して更なる見直しについての改善勧告を行う。

民間事業者は、改善勧告のあった日から１４日以内に改善計画書を提出しなければならない。提出された改善計画について、国が適切であると認めた場合には、民間事業者はこれに従い改善計画を実施する。この場合においても、減額ポイントは消滅しない。

（イ）契約解除

違約金支払義務が３回以上発生した場合又は累積減額ポイントが四半期中に２００ポイントを超えた場合には、事業契約を解除することができる。

別紙５　委託費の支払方法及び委託費の支払額の改定

１　委託費の構成

委託費は、国が民間事業者に支払う対価であり、運営開始準備業務及び本事業に係る一切の対価によって構成され、一体の対価として民間事業者に支払われる。

ただし、実施要項の７に記載された設備等の対価、民間事業者が本事業を実施するために直接必要となる施設の光熱水料、又は通信教育の受講料など、職員、被収容者等又は面会人が直接負担する費用については原則として委託費に含めない。

＜対価の構成要素＞

運営開始後の本事業に係る費用

（１）総括マネジメント業務に必要な費用

（２）施設維持管理業務に必要な費用

（３）総務業務に必要な費用

（４）収容関連サービス業務に必要な費用

（５）警備業務に必要な費用

（６）作業業務に必要な費用

（７）教育業務に必要な費用

（８）医療業務に必要な費用

（９）分類業務に必要な費用

(10) 食料費

(11) 健康診断費

２　委託費の支払方法

（１）支払方法

国は、令和１６年４月を最終回として、年４回、全３２回に分けて委託費を支払う。

ア　委託費

国は、令和１６年４月を最終回として、年４回、全３２回に分けて総括マネジメント業務に必要な費用、施設維持管理業務に必要な費用、総務業務に必要な費用、収容関連サービス業務に必要な費用、警備業務に必要な費用、作業業務に必要な費用、教育業務に必要な費用、医療業務に必要な費用及び分類業務に必要な費用を支払う。

各回の支払額は、令和１６年４月までは各業務に必要な費用について、それぞれ同一額を原則とする。

①　食料費

国は令和１６年４月を最終回として、年４回、全３２回に分けて食料費を支払う。

食料費については、四半期ごとの実績に応じ、精算払で支払う。この場合の食料費は、当該四半期における被収容者の延べ収容人員に別紙８に定める単価を乗じた額を支払う。

②　健康診断費

国は令和１６年４月を最終回として、年４回、全３２回に分けて健康診断費を支払う。

健康診断費については、四半期ごとの実績に応じ、精算払で支払う。この場合の健康診断費は、検診車の招へい回数に応じて費用が生じる場合については当該四半期ごとに検診車を招へいした回数に別紙８に定める単価を乗じた額を、それ以外の

健康診断については、当該四半期ごとに実施した健康診断対象人員に別紙８に定める単価を乗じた額を支払う。

イ　消費税等

国は、委託費の１００分の１０に相当する金額（消費税等相当額）を委託費と併せて支払う。ただし、モニタリングの結果を受けて委託費が減額された場合には、減額後の委託費の１００分の１０に相当する金額（消費税等相当額）を支払う。

（２）支払手続

国は代表企業に各支払月の前四半期分に相当する委託費の支払額を通知し、代表企業は、支払額の通知を受領後速やかに国に請求書を送付し、国は請求を受けた日から 30 日以内に委託費を代表企業に支払う。

３　委託費の改定

（１）物価変動に伴う改定

ア　対象となる費用

全業務運営開始後の本事業に係る費用のうち、以下の費用を改定対象とする。

・　総括マネジメント業務、施設維持管理業務、総務業務、収容関連サービス業務、警備業務、作業業務、教育業務、医療業務又は分類業務に必要な費用

・　食料費（単価）

・　健康診断費（各健康診断項目の価格・単価）

（ただし、国が了承した、設備、機器及び備品の調達並びに更新に関する費用について、国が認めた場合には本改定の対象としないことがある。）

イ　改定時期

物価変動を踏まえた対価の改定時期は、次のとおりとする。

・　改定指標の評価：毎年１月の指標とする。

・　対価の改定：原則として翌年度４月１日以降の委託費の支払に反映させる。

なお、対価の改定は、第５回目以降の支払について適用する。

ウ　改定方法

前回改定時の指標（改定がない場合は、令和８年１月の指標）に対して、現指標が３ポイント以上変動した場合に、改定を行う。

・　改定指標

①　総括マネジメント業務、施設維持管理業務、総務業務、収容関連サービス業務、警備業務、作業業務、教育業務、医療業務又は分類業務に必要な費用

「企業向けサービス価格指数」－その他諸サービス

（物価指数月報・日銀調査統計局）

②　食料費（単価）

「国内企業物価指数」－飲食料品

（物価指数月報・日銀調査統計局）

③　健康診断費（各健康診断項目の価格・単価）

「企業向けサービス価格指数」－保健衛生

（物価指数月報・日銀調査統計局）

・　計算方法

前回改定年度に支払われる対価を基準額とし、次の算定式に従って年度ごとに対価

を確定する。

なお、改定率に小数点以下第４位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$AP^{p} = AP^{q} \times (CSPI^{p-1} / CSPI^{q-1})$　ただし $\lvert CSPI^{p-1} - CSPI^{q-1} \rvert \geqq 3$ ＜条件＞ ｐ：当該年度 ｑ：前回改定年度（改定がない場合は初年度） AP^{p}：ｐ年度のＡ業務の対価（食料費及び健康診断費については単価） AP^{q}：ｑ年度のＡ業務の対価（食料費及び健康診断費については単価） $CSPI^{p-1}$：(p-1)年度の価格指数 $CSPI^{q-1}$：(q-1)年度の価格指数
＜計算例＞ 前回物価改定時（又は初回支払時）である令和８年度の支払額が１００万円、令和８年度の指数が９０で、令和１２年度の指数が１０８の場合： 令和１３年度改定率（令和１２年度の物価反映） ＝令和１２年度指数〔108〕÷令和７年度指数〔90〕＝1.2 令和１３年度の対価 ＝令和９年度の対価〔100 万円〕×1.2＝120 万円

※ CSPI ： Corporate Service Price Index（企業向けサービス価格指数）

（２）収容人員の変動に伴う改定

ア　対象となる費用

全業務運営開始後の本業務に係る費用のうち、以下の費用の提案書類様式１０に記載された人件費（収容人員に応じた変動分）を改定対象とする。

- 総務業務に必要な費用
- 収容関連サービス業務に必要な費用
- 作業業務に必要な費用
- 教育業務に必要な費用
- 分類業務に必要な費用
- 医療業務に必要な費用

イ　改定時期

収容人員の変動を踏まえた対価の改定時期は、次のとおりとする。

- 収容人員の評価：本施設における、前年度の収容延人員とする。
- 対価の改定：原則として翌年度４月１日以降の委託費の支払に反映させる。改定により契約金額が減額となる場合は、この限りではない。

なお、対価の改定は、第５回目以降の支払について適用する。

ウ　改定方法

当該年度の前年度の収容延人員が、収容定員に当該年度の前年度の延日数に１０分の５を乗じて得た数（以下、「５割収容延人員」という。）を下回った場合又は当該年度の前年度の収容延人員が、収容定員に当該年度の前年度の延日数に１０分の７を乗じて得た数（以下、「７割収容延人員」という。）を超えた場合に、改定を行う。

・　計算方法

次の算定式に従って年度ごとに対価を確定する。なお、５割収容延人員又は７割収容延人員に小数点以下第４位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（当該年度の前年度の収容延人員が、５割収容延人員を下回った場合）

$$AP^{p+1} = AP - \frac{AP}{PP_{50\%}} \times (PP_{50\%} - PP^{p-1})$$

$$※PP_{50\%} = 収容定員 \times 当該年度の前年度の延日数 \times \frac{5}{10}$$

（当該年度の前年度の収容延人員が、７割収容延人員を超えた場合）

$$AP^{p+1} = AP + \frac{AP}{PP_{50\%}} \times (PP^{p-1} - PP_{70\%})$$

$$※PP_{70\%} = 収容定員 \times 当該年度の前年度の延日数 \times \frac{7}{10}$$

＜条件＞

ｐ：当該年度

AP^{p+1}：本改定によって算出されるｐ+１年度の対象費用の合計額

AP：本改定前の、ｐ＋１年度における対象費用の合計額

※契約金額が収容人員の変動に伴う改定以外の事由により変更されていた又は当該年度から変更される場合は、変更後の契約等によって定められた金額とする。

PP^{p-1}：(p-1)年度の収容延人員

$PP_{50\%}$：５割収容延人員

$PP_{70\%}$：７割収容延人員

＜計算例＞

収容定員が１，０００名の施設において、本改定前の令和１０年度におけるＡ業務の対価（AP）が１００万円、令和８年度の収容延人員（PP^{p-1}）が１４６，０００名、令和８年度の延日数が３６５日の場合：

令和１０年度の対価

$$= AP〔100万円〕 - \frac{AP〔100万円〕}{PP_{50\%}〔1,000 \times 365 \times 5／10〕}$$

×（$PP_{50\%}$〔1，000×365×5／10〕－ PP^{p-1}〔146，000 名〕）＝80 万円

4　減額措置

モニタリングの結果、要求水準の内容を満たしていないことが明らかとなったときは、別紙４により支払額の減額等を行う。

なお、モニタリングによる減額は、精算払分の精算額を算定した後の当該四半期の委託費に対して行う。

5　運営開始の遅延の場合における委託費の支払

第２５条に定める場合（以下「運営開始の遅延」という。）の委託費の支払に係る措置については、次のとおりとする。

（１）運営開始の遅延が事業者の責めに帰すべき事由による場合

ア　「事業者管理資産の調達並びに設置等にかかる金利等初期投資費用の回収に要する費用」の取扱い

国は増加費用を負担せず、民間事業者が事業者管理資産の調達又は設置等に必要な初期投資費用について金融機関からの資金調達を行っているときには、民間事業者に対する金融機関の融資期間が短縮されたことに伴う利息金額の変動に関し、期間の短縮による利息減額分及び調達スプレッドの縮小等による民間事業者負担の軽減分を委託費の見直しに反映させる。

イ　「事業者管理資産の調達並びに設置等に必要な費用」及びア以外の委託費の取扱い

遅延した期間において本事業が行われていたら支払われたであろう委託費のうち「事業者管理資産の調達並びに設置等に必要な費用」及びア以外に相当する金額分については、第４６条第１項の規定により、委託費をサービスの対価として支払う対象とならないため、委託費総額から控除する。

（２）運営開始の遅延が国の責めに帰すべき事由による場合

ア　「事業者管理資産の調達並びに設置等にかかる金利等初期投資費用の回収に要する費用」の取扱い

国は、民間事業者に発生した合理的な金融費用を負担する。また、国及び民間事業者は、民間事業者が事業者管理資産の調達又は設置等に必要な初期投資費用について金融機関からの資金調達を行っているときには、融資期間が短縮されたことに伴う利息金額の変動に関し、期間の短縮等による利息額の減額分を委託費の見直しに反映させることについて協議を行う。

イ　「事業者管理資産の調達並びに設置等に必要な費用」及びア以外の委託費の取扱い

上記（１）イと同様とする。ただし、当該遅延期間に本事業のために民間事業者が支出した費用その他民間事業者の損害について、民間事業者が国に対して損害賠償を請求することは妨げられない。

（３）運営開始の遅延が不可抗力又は法令変更による場合

ア　「事業者管理資産の調達並びに設置等にかかる金利等初期投資費用の回収に要する費用」

の取扱い

国は、民間事業者に発生した合理的な金融費用を負担する。また、国及び民間事業者は、民間事業者が事業者管理資産の調達又は設置等に必要な初期投資費用について金融機関からの資金調達を行っているときには、融資期間が短縮されたことに伴う利息金額の変動に関し、期間の短縮による利息減額分及び調達スプレッドの縮小等による民間事業者負担の軽減分を委託費の見直しに反映させることについて協議を行う。

イ　「事業者管理資産の調達並びに設置等に必要な費用」及びア以外の委託費の取扱い

上記（1）イと同様とする。ただし、当該遅延期間に本事業のために民間事業者が支出した費用については、増加費用として、法令変更に起因する場合には、別紙７の規定による費用負担とし、不可抗力に起因する場合には、国の費用負担とする。

別紙６　目的物引渡書

目的物引渡書

令和　　年　　月　　日

様

事業者　住　所
名　称
代表者

島根あさひ社会復帰促進センター運営事業の業務委託契約書第５１条第４項の規定に基づき、下記のとおり施設内の設備、機器及び備品を引き渡します。

記

［別途落札者との協議に基づき記載する。］

［事業者名称］　　様

上記のとおり、令和　年　月　日付で施設内の設備、機器及び備品の引渡しを受けました。

別紙７　法令変更による費用及び損害の負担

１　第６９条第１項関係

法令の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、次の一及び二のいずれかに該当する場合には国が負担し、それ以外の法令の変更については民間事業者が負担する。

一　矯正施設の整備、維持管理及び運営に関する法令の変更。ただし、当該法令のうち、矯正施設の運営に関する事業以外の事業にも適用されるものを除く。なお、本事業の遂行に重大な支障を来たす法令の新設又は変更があり、これによる増加費用及び損害により民間事業者の経営が重大な影響を受ける場合には、国は、当該増加費用及び損害の負担について、民間事業者と協議をすることができる。

二　日本における消費税の範囲変更及び税率変更に関するもの並びに法に基づいて実施される事業又は本事業に類似する矯正施設等の運営に関する事業に特定的な税制の新設及び変更

２　第６９条第２項関係

法令の変更による民間事業者の負担する費用の減少については、次の一及び二のいずれかに該当する場合には当該減少額に応じて委託費の減額を行い、それ以外の法令の変更については委託費の減額を行わない。

一　矯正施設の維持管理及び運営に関する法令の変更。ただし、当該法令のうち、矯正施設の運営に関する事業以外の事業にも適用されるものを除く。

二　日本における消費税の範囲変更及び税率変更に関するもの並びに法に基づいて実施される事業又は本事業に類似する矯正施設等の運営に関する事業に特定的な税制の新設及び変更

別紙８　委託費の金額、内訳及び支払スケジュール

（総　額）

単位：円

		ア			イ	ウ	エ	オ	カ
		委託費（イ、ウの費用を除く。）	人件費（収容人員に応じた変動分）	その他	食料費（※）	健康診断費	委託費合計（エ＝ア＋イ＋ウ）	消費税額（オ＝エ＊0.1）	委託費合計（税込）（カ＝エ＋オ）
令和8年度	第1四半期	0					0	0	0
	第2四半期	0					0	0	0
	第3四半期	0					0	0	0
	第4四半期	0					0	0	0
令和9年度	第1四半期	0					0	0	0
	第2四半期	0					0	0	0
	第3四半期	0					0	0	0
	第4四半期	0					0	0	0
令和10年度	第1四半期	0					0	0	0
	第2四半期	0					0	0	0
	第3四半期	0					0	0	0
	第4四半期	0					0	0	0
令和11年度	第1四半期	0					0	0	0
	第2四半期	0					0	0	0
	第3四半期	0					0	0	0
	第4四半期	0					0	0	0
令和12年度	第1四半期	0					0	0	0
	第2四半期	0					0	0	0
	第3四半期	0					0	0	0
	第4四半期	0					0	0	0
令和13年度	第1四半期	0					0	0	0
	第2四半期	0					0	0	0
	第3四半期	0					0	0	0
	第4四半期	0					0	0	0
令和14年度	第1四半期	0					0	0	0
	第2四半期	0					0	0	0
	第3四半期	0					0	0	0
	第4四半期	0					0	0	0
令和15年度	第1四半期	0					0	0	0
	第2四半期	0					0	0	0
	第3四半期	0					0	0	0
	第4四半期	0					0	0	0
合　計		0	0	0	0	0	0	0	0

※1　食料費の精算のための単価は、●●円／人・日とする。

※2　健康診断費の精算のための単価は、以下のとおりとする。

（1）検診車を使用する健康診断

胃がん検診（1回当たり20人）	円／回

（2）その他の健康診断

入所時健康診断	円／回
定期健康診断	円／回
特定健康診査	円／回
肺がん検診（喀痰細胞診）	円／回
大腸がん	円／回
子宮頸がん検診	円／回
乳がん検診	円／回
B型肝炎検診	円／回
C型肝炎検診	円／回
刑務作業安全衛生上の検診（鉛）	円／回
刑務作業安全衛生上の検診（粉じん）	円／回
刑務作業安全衛生上の検診（有機溶剤）	円／回
刑務作業安全衛生上の検診（検便）	円／回
HIV検査	円／回
梅毒検査	円／回